

ホーム > 地域主権改革 > 地域主権戦略会議 > 会議開催状況 > 第7回議事次第・配付資料

第7回地域主権戦略会議 議事次第・配付資料

地域主権戦略会議(第7回)

平成22年10月7日(木)
17時30分～18時30分目途
於:総理大臣官邸 4階 大会議室

○次第

1. 開会
2. 地域主権改革の今後の進め方について
3. 出先機関改革について
 - 1)「自己仕分け」の結果報告
 - 2)「事務・権限仕分け」の進め方について
4. 補助金等の一括交付金化について
 - 1)平成23年度概算要求における地方向け補助金等(投資関係)の一括交付金化に関する各府省の考え方
 - 2)一括交付金化の制度設計に向けて
 - 3)一括交付金化に関する検討会議の設置について
5. 義務付け・枠付けの見直しに係るワーキンググループの設置について
6. その他
7. 閉会

○配布資料

- 資料1-1 [地域主権戦略の工程表\(案\)](#)[PDF:222KB]
- 資料1-2 [地域主権戦略会議等の今後の進め方\(イメージ\)](#)[PDF:166KB]
- 資料2-1 [「自己仕分け」結果の主な例\(仕分け区分ごとの例\)](#)[PDF:292KB]

- 資料2-2 「自己仕分け」結果の主な例(機関ごとの例)[PDF:374KB]
平成23年度概算要求における地方向け補助金等(投資関係)の一括交付金化に関する各府省の考え方(概要)
- 資料3-1 (別添1)地域主権戦略大綱(抜粋)
(別添2)平成23年度概算要求における地方向け補助金等(投資関係)[PDF:397KB]
- 資料3-2 一括交付金化の制度設計に向けて[PDF:151KB]
- 資料3-3 一括交付金化に関する地域主権戦略会議と関係府省との検討会議の設置(案)[PDF:173KB]
- 資料4 義務付け・枠付けの見直しに係るワーキンググループの設置について(案)[PDF:64KB]
- 上田議員提出資料[PDF:404KB]
- 北橋議員提出資料[PDF:513KB]
- 橋下議員提出資料[PDF:229KB]
- 参考資料 平成23年度概算要求における地方向け補助金等(投資関係)
[PDF:143KB]
- 出先機関の事務・権限仕分け(「自己仕分け」結果(各府省が行ったもの))[PDF:1,468KB]
沖縄総合事務局[PDF:105KB] /
総合通信局[PDF:253KB] /
法務局・地方法務局[PDF:123KB] /
地方厚生局[PDF:285KB] /
都道府県労働局[PDF:296KB] /
- 別冊 地方農政局[PDF:451KB] /
森林管理局[PDF:162KB] /
漁業調整事務所[PDF:136KB] /
経済産業局[PDF:379KB] /
地方整備局[PDF:315KB] /
北海道開発局[PDF:317KB] /
地方運輸局[PDF:227KB] /
地方環境事務所[PDF:195KB]

[ページの先頭へ](#)

第7回 地域主権戦略会議 議事要旨

- 1 開催日時：平成22年10月7日（木） 17：30～18：30
- 2 場 所：内閣総理大臣官邸4階大会議室
- 3 出席者：
〔地域主権戦略会議〕菅直人議長（内閣総理大臣）、片山善博副議長（内閣府特命担当大臣（地域主権推進）・総務大臣）、野田佳彦財務大臣、仙谷由人内閣官房長官、玄葉光一郎国家戦略担当大臣、蓮舫特命担当大臣（行政刷新）・公務員制度改革担当大臣、上田清司、北川正恭、小早川光郎、神野直彦、前田正子の各議員
〔政府〕逢坂誠二総務大臣政務官（司会）、平野達男内閣府副大臣、福山哲郎、瀧野欣彌の各内閣官房副長官

（主な議題）

- 1 地域主権改革の今後の進め方について
 - 2 出先機関改革について
 - 1) 「自己仕分け」の結果報告
 - 2) 「事務・権限仕分け」の進め方について
 - 3 補助金等の一括交付金化について
 - 1) 平成23年度概算要求における地方向け補助金等（投資関係）の一括交付金化に関する各府省の考え方
 - 2) 一括交付金化の制度設計に向けて
 - 3) 一括交付金化に関する検討会議の設置について
 - 4 義務付け・枠付けの見直しに係るワーキンググループの設置について
-

- 1 冒頭、菅議長から以下の旨のあいさつがあった。
 - 内閣改造後初めての地域主権戦略会議。これまでのことを踏まえての再スタートとなるのでよろしく願いたい。
 - 地域主権改革は、今回の代表選でも大きな焦点となった重要課題。引き続きこの改革を政権の最重要課題と位置付け、新しい国づくりを進めていきたい。
 - 今後、「地域主権戦略大綱」で決定したプロセスに従って各課題の取組を本格化させてまいりたい。私が議長であるこの地域主権戦略会議において、しっかりと議論を行い、改革を実現してまいりたい。
- 2 続いて、逢坂総務大臣政務官から地域主権改革の今後の進め方及び補助金等の一括交付金化について、北川主査から出先機関改革について、小早川主査から義務付け・枠付けの見直しに係るワーキンググループの設置について、それぞれ説明がなされた。

（地域主権改革の今後の進め方について～逢坂総務大臣政務官）

 - 第1回会議において、当時の原口副議長から、この地域主権戦略の工程表が示されていたが、6月の地域主権戦略大綱の策定を踏まえ、内容を改定した。今後は、この工程表に従い、各議員や地方側の意見も取り入れながら改革の実現に取り組んでまいりたい。

（出先機関改革について～北川主査）

- 地域主権戦略大綱を受けて、8月末までに各府省で主体的に行った事務・権限仕分けを持ち寄ってもらった。これは、8府省13機関を対象に、地域主権戦略会議の意向も受けて原則廃止に従って出してもらおうようにしていた。
- 各府省の案は、全体約500項目のうち、Aは自治体移譲、Bは選択的移譲、Cは国に残す、Dは廃止・民営化と分けたが、Aは1割弱という非常に残念な結果になった。
- 具体的な案を、もう一度各府省と徹底議論をした上で出していくことについて、総理をはじめ皆様方の各大臣に対する御指導をお願いしたい。
- 今回の出先機関の廃止は、二重行政の弊害、地域住民のニーズに柔軟に対応できない、住民のガバナンスの欠如の3つの弊害があることからスタートしていた。
- アクション・プランを12月を目途に全力で取り組んでいくので、総理をはじめとする皆様方の政治主導の発揮をお願いしたい。
(補助金等の一括交付金化について～逢坂総務大臣政務官)
- 23年度概算要求における投資関係の一括交付金化に関する考え方を関係府省から聴取したが、地方向け補助金等3.3兆円のうち一括交付金の対象と考える補助金等は、現時点で28億円であり、きわめて不十分な内容。
- 一括交付金化の制度設計に向けてのペーパーを作成した。制度設計に当たっては、大綱に沿って、国から地方へのひも付き補助金を廃止し、基本的に地方が自由に使えるものとしなければならない。この際、以下の事項を徹底した制度とすべき。一つ目は、初年度から、投資の補助金・交付金等を広く対象とすべき。二つ目は、各府省の縦割りを打破し、地域が府省の枠を超えて使えるようにすべき。三つ目は、国の事前の箇所付けを廃止し、地域が自己決定できるようにすべき。四つ目は、国の裁量ができる限り働かないように、客観的指標による配分を導入すべき。
- 制度設計に当たっては、地方の自由度が極めて高い平成21年度第2次補正予算に計上した「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を参考にできるのではないか。ポイントは、ひもが付いていない、決定が簡素な方式、各府省の枠を超えて使える、国の事前関与が極めて少ない、配分が外形により客観的であるなど。
- 今後の戦略会議の審議に資するため、地域主権戦略会議と関係府省との検討会議の設置を提案する。メンバーが多数となるため、戦略会議メンバーは出席可能なメンバーとし、補助金等所管府省は、公共事業を所管とするグループ、社会保障・文教・環境を所管するグループ、その他のグループごとに複数回に分けて出席をする形を取る。この会議で議論をして、最終的には、地域主権戦略会議で制度設計を決める。
(義務付け・枠付けの見直しに係るワーキンググループの設置について～小早川主査)
- 義務付け・枠付けの見直しは、大綱に基づき、第3次勧告の実現に向けて引き続き検討を行うとともに、第2次勧告において見直しの必要があるものとされた義務付け・枠付けのうち第3次勧告で取り上げた事項以外のものについても見直しを進めていく。今後進めるべき見直しにおいては、一橋大学の高橋教授、東京大学の斎藤教授に参加いただき、ワーキンググループを設置して検討作業を行うこととしたい。

3 議題全体を通じて、意見交換が行われた。

- 緊急な課題を抱えた人たちの暮らしや命を守るためには、区役所や市役所にその場で即断即決できる権限が必要になる。基礎自治体への権限移譲については、6月の戦略大綱で、勧告の7割を超える項目について移譲を決定した。現在、各府省において法制化に向けた作業中と聞いており、円滑に移譲が進むよう万全の準備をお願いする。7割に達した皆様のご尽力に深く感謝を申し上げる。一方で、厚生労働省関係の項目など、まだ結論の出していない項

目があり、ぜひ今後とも進めていきたい。

- 出先機関の原則廃止は、現政権が掲げた公約であるので、重点となる分野を決めて、政治がそれを決断するということをしたらどうか。その1つの課題として、ハローワークなどをしっかり位置づけたらどうか。それから、地方が強く移管を求めている直轄国道、直轄河川、特に県単位もしくは広域連合の中でできることを実験的にやらせていただいてもいいのではないか。ハローワークについて、ILOに引っかかるという話だが、他国では地方がやっているところもあり、国がポイントをグリップすれば、特に地方でできないことはない。派遣などで仕事がなくなった人がハローワークに来るときには住居も無くなっており、県営住宅や市営住宅がないかという話が出てくる。もっとひどいと生活保護の話になり、それは県や市に行ってくださいという話になるが、県や政令市がやれば、それらがワンストップでできる。各省の自己仕分けの中には、国に権限を残しつつ地方と一緒にやろうというものがあるが、まさしく二重行政の弊害となる。

ひも付き補助金の一括交付金化について、逢坂政務官から原則を示していただいてありがたい。最近では、直に各種団体に配る「空飛ぶ補助金」があり、こうした部分もしっかりと見ていきたい。国交省の社会資本整備総合交付金は、道路か学校か、河川か公園かで選択できる余地が極めて限定的であり、これが一括交付金となると、もともとの趣旨から外れる。むしろ、きめ細かな臨時交付金は自由に使ってよく、こういう形でスタートできれば一括交付金のイメージが定着できる。

- 一括交付金は地域が自由に決定できる財源としてデザインされなければならない。これは妥協ができない、見失ってはいけない点。逢坂政務官の示された、最大限広く括る、各府省の枠を超える、自己決定できる、客観的指標については、こうした点を見失わない設計が必要なのではないか。きめ細かな臨時交付金など、現状にある手掛かりとなるものを軸に考えて充実させ発展させていく方法をとるとというのが、部分的にしか状況を否定できないことを考えると望むべき方向ではないか。
- いずれは全体をやるべきことを前提で、ハローワーク等やれるところからきちっとやっていくべき。経験上ハローワークが一番向いている。ハローワークも県にあればやりやすい。出先機関改革で移譲できるものは移譲する、国に残すものは国に残すという整理をしていくのだが、同時に不要なものはやめていくという選択も必要。知事、市長も当事者として国の出先機関でいらぬものは言ってもらいたい。

一括交付金の制度設計で気になるのは、弱者対策の補助金。声の大きいものが補助金として残り、声の小さいものが一般財源化や自由化、一括交付金化されてしまう。そこはよく注意しないとイケない。弱者対策の優先席は残しておくという観点も必要。

- 京都のジョブパークは、京都府が中心になり、地元の経営者協会、連合京都、府、市がワンストップで就労支援から生活支援、更には若い既卒の大学生も含めた研修も行っており、良い例。
- 全てを同時にやるのは時間がかかるが、やれるものから先にやる。そういう突破口が必要。
- 地域で全力を挙げて取り組んで、全国共通の問題とか国際的な問題とかを解決していくという立ち位置で是非進めていただきたい。立ち位置の問題が一番肝心。
- せっかく仕分けをしてこの数字はあり得ない。こちらが原則廃止と打ち出しているものに対して原則維持という結果を出してくることで体がふざけた話。23年度の要求額を見させていただいたが、これまで仕分けをして、地方に移管するもの、民間に任せるもの、国が関与しなくていいというものについても、23年度予算の要求額では、おそらく反映されていないと思う。今までの仕分け結果に沿っているか、横串を入れる形でやりたい。
- 資料3-2を前提にして考えると、ひも付き補助金を全部廃止して地方交付税化してしま

い、一般財源化してしまうという考え方がある。一般財源化という姿を求めていくということイメージとしてお考えなのか、それとも、今の補助金の枠組みをある程度残して使い勝手の良さを追求する方向で検討すべきなのか、どちらに軸足を置いて考えるかによって、一括交付金の性格も変わってくるし、制度設計の考え方もガラッと変わってくる。

- 民主党でも、武正議員に地域主権調査会の会長をしていただき、党での議論を進めていくことに最近決まった。今の話は、もう少し時間をかけながら最終ゴールを決めていくということだと思う。社会資本整備総合交付金というのはまったく一括交付金ではない。きめ細かな臨時交付金というのが一つの参考になるだろう。あとは23年度にどういう補助金を資料3-2に沿った形でまとめられるか。府省の権限を奪う話、権限も含めて地方に行くという話であり、人の話も絡むので力仕事になる。

4 最後に、菅議長から以下の旨のあいさつがあり、閉会した。

- 出先機関改革や補助金等の一括交付金化の実現には、政治のリーダーシップが必須。
- 出先機関の自己仕分け結果は大変不十分であり、上乘せの提案ができないか再検討するよう関係大臣に指示した。については、片山大臣は再検討の際の重点の置き方や検討の視点等を整理してお示しされたい。
- 一括交付金についても対象外の補助金等が多い等、制度設計に向けて検討を要する論点が多い。については片山大臣は、一括交付金の対象範囲や制度設計について、各府省の枠を超えて自由度の高い補助金に再編するなど、その進捗状況を次回の地域主権戦略会議に報告されたい。
- 内閣改造と同時に党の体制も変えた。現在の民主党で言えば最強の党の体制と内閣の体制、しかもその党と内閣が一体で物事をすすめる体制が作られた。中でも玄葉大臣には両方に足をかけていただき一番大変だと思うが、逆に言えば党で地域の声を聞きながら内閣で各役所をクリップする。最後は人事権の発動ということもあるいは必要になるかもしれない。皆様方に色々やっていただく以上は、そういう覚悟も持って、私自身も含めて臨みたい。

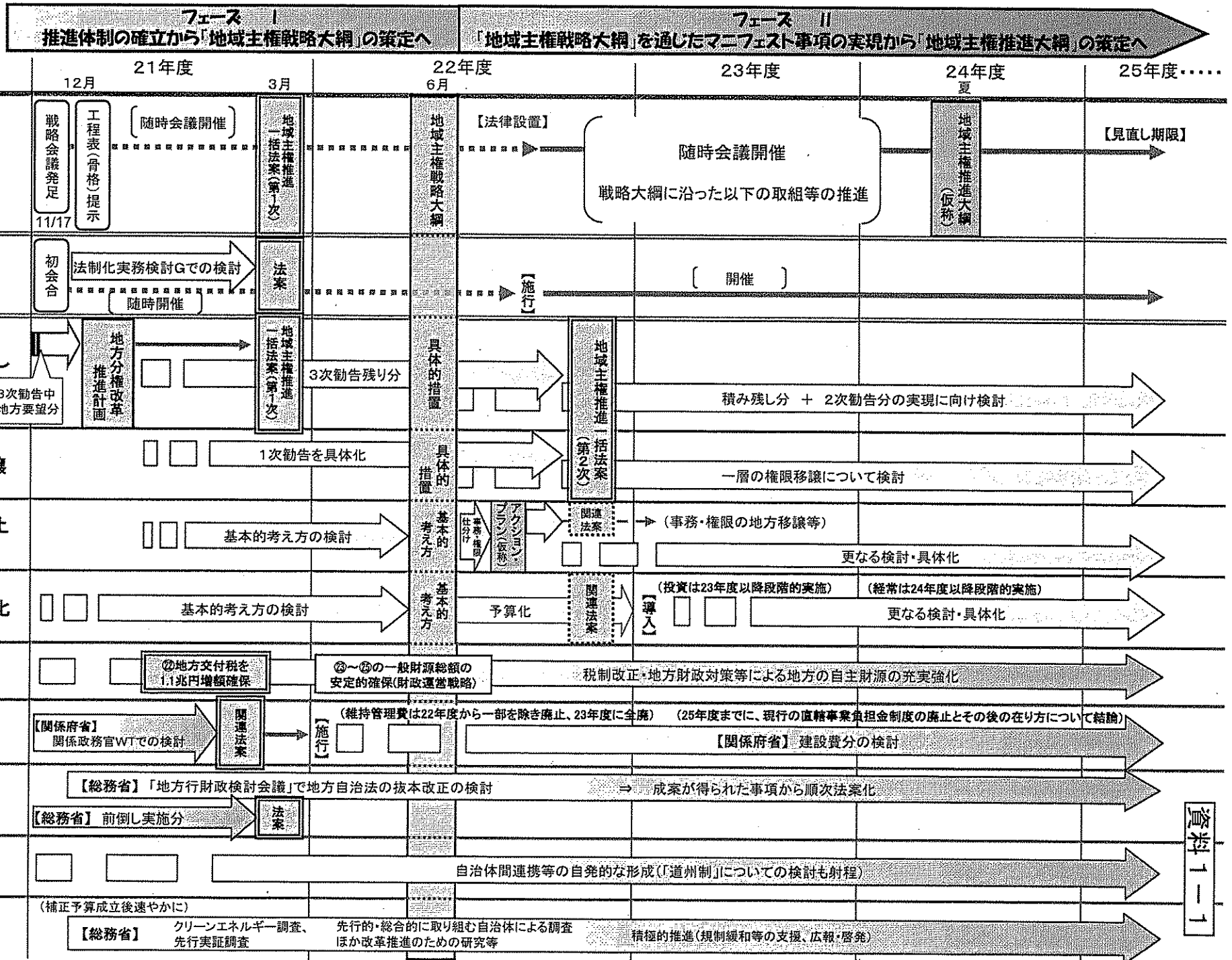
(次回会議の予定等)

次回会議は、11月の上旬から中旬を予定し、「出先機関改革」と「補助金の一括交付金化」を中心に議論を行う予定。

(文責 地域主権戦略室 速報のため事後修正の可能性あり)

地域主権戦略の工程表(案)

(H22.6.22 地域主権戦略大綱策定後)



地域主権戦略会議の今後の進め方（イメージ）

10月	<div data-bbox="341 394 528 427" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第7回(10/7)</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出先改革「自己仕分け」結果報告、「事務・権限仕分け」の進め方 ・ 一括交付金化の概算要求状況の報告、今後の進め方 ・ 義務付け・枠付けの見直しに係るワーキンググループの設置 <div data-bbox="986 613 1353 647" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: right;">国と地方の協議の場(10/7)</div>
11月	<div data-bbox="341 741 448 775" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第8回</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出先改革「事務・権限仕分け」について ・ 平成23年度一括交付金の検討 <div data-bbox="1034 947 1310 981" style="border: 1px dashed black; padding: 2px; text-align: right;">国と地方の協議の場</div> <div data-bbox="341 999 448 1032" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第9回</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出先改革「事務・権限仕分け」について ・ 平成23年度一括交付金の具体的検討
12月	<div data-bbox="1034 1200 1310 1234" style="border: 1px dashed black; padding: 2px; text-align: right;">国と地方の協議の場</div> <div data-bbox="341 1223 448 1256" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第10回</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出先改革「事務・権限仕分け」結論、「アクション・プラン」決定 ・ 平成23年度一括交付金の内容決定
通常国会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務付け・枠付けの見直し(第二次分)、権限移譲に係る一括法案の提出

(注) 上記はイメージであり、今後の進展により変更があり得る。

「自己仕分け」結果の主な例（仕分け区分ごとの例）

A：地方自治体に移譲するもの

- ・ 社会福祉法人（広域）等の認可（自己仕分け結果：A-a）【地方厚生局（厚生労働省）】

B：個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断するもの

- ・ 新規産業の環境整備に関する事務の一部（産業クラスターの支援）（自己仕分け結果：B-②）【経済産業局（経済産業省）】

C：国に残すもの

（C-a：独法化や民間委託化など実施主体の見直しを検討するもの）

- ・ 計量士国家試験の実施（自己仕分け結果：C-a）【経済産業局（経済産業省）】

（C-b：本府省への引き上げを検討するもの）

- ・ 地球温暖化防止に関する助成（自己仕分け結果：C-b）【地方環境事務所（環境省）】

（C-c：引き続き出先機関の事務・権限とするもの（一部C-aとするものを含む））

- ・ 各種登記事務（不動産登記、商業・法人登記等）（自己仕分け結果：C-c、一部C-a）【法務局・地方法務局（法務省）】
- ・ 振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する事務
（自己仕分け結果：C-c）【沖縄総合事務局（内閣府）】
- ・ 麻薬等犯罪捜査に関する事務（自己仕分け結果：C-c）【地方厚生局（厚生労働省）】
- ・ 労働条件、労働者の保護などに関する監督等（自己仕分け結果：C-c）【都道府県労働局（厚生労働省）】
- ・ 農家戸別所得補償制度に関する現金給付（自己仕分け結果：C-c）【地方農政局（農林水産省）】
- ・ 民有林直轄治山事業（森林治水事業の実施（民有林野））（自己仕分け結果：C-c）【森林管理局（農林水産省）】
- ・ 漁業の調整（自己仕分け結果：C-c）【漁業調整事務所（農林水産省）】
- ・ 外国漁船の寄港許可（自己仕分け結果：C-c）【漁業調整事務所（農林水産省）】
- ・ 電気事業の許認可、監査に関する事務（自己仕分け結果：C-c）【経済産業局（経済産業省）】
- ・ 温室効果ガス排出量の報告関係（自己仕分け結果：C-c）【地方環境事務所（環境省）】

(「C:国に残すもの」だが一部に「A:地方自治体に移譲するもの」を含むもの)

- ・ 人権擁護に関する事務 (自己仕分け結果: C-c、一部A-a) 【法務局・地方法務局(法務省)】
- ・ 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業 (自己仕分け結果: C-c、一部A-b-①) 【都道府県労働局(厚生労働省)】
- ・ 直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施 (自己仕分け結果: C-c、一部A-b-①) 【地方整備局(国土交通省)】
- ・ 河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 (自己仕分け結果: C-c、一部A-b-①) 【地方整備局(国土交通省)】
- ・ 旅客自動車運送事業の許認可等 (自己仕分け結果: C-c、一部A-b-①) 【地方運輸局(国土交通省)】
- ・ 観光振興等(民間に関する助成、国際観光振興、地域に対するコンサルティング等)
(自己仕分け結果: C-c、一部A-b-①) 【地方運輸局(国土交通省)】
- ・ 容器包装リサイクル法の報告徴収・立入検査 (自己仕分け結果: C-c、一部A-a) 【地方環境事務所(環境省)】

D: 廃止・民営化するもの

- ・ 景気動向等に関する統計調査の一部(埋蔵鉱量統計調査)(自己仕分け結果: D(廃止)) 【経済産業局(経済産業省)】

- (注)
1. 本資料は、自己仕分け結果の分類ごとに各府省の自己仕分け結果の主な例を地域主権戦略室において抜粋したものである。
 2. 記号の意味は下記のとおり。
 - A-a : 地方自治体に移譲するもの(全国一律・一斉に移譲するもの)
 - A-b-① : 個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの(現行の行政区域を前提とするもの)
 - B-② : 個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その施行状況を踏まえて移譲の可否について判断するもの(都道府県の区域を超える広域的实施体制の整備を前提とするもの)
 - C-a : 国に残すもの(独法化や民間委託化など実施主体の見直しを検討するもの)
 - C-b : 国に残すもの(本府省への引き上げを検討するもの)
 - C-c : 国に残すもの(引き続き出先機関の事務・権限とするもの)
 - D : 廃止・民営化するもの

※「自己仕分け結果の主な例」で「C-○：国に残すもの（引き続き出先機関の事務・権限とするもの）」として例示した事項の理由について整理した結果は以下のとおり。

●地域主権戦略大綱（第4の2（3））でいうところの「例外的な場合」に該当するとするもの

① 複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的実施体制等の整備が行なわれることとしてもなお、著しい支障を生じるもの

- ・流通先、事業者等の活動範囲が多岐、広範囲に渡り、立入検査等の際に統一的で迅速な対応ができないとするもの
- ・複数の自治体で利害関係等が対立する事態や外国政府との調整が想定されるなど、個々の自治体での調整は困難とするもの 等

- ・麻薬等犯罪捜査に関する事務（地方厚生局）
- ・労働条件、労働者の保護などに関する監督等（都道府県労働局）
- ・漁業の調整（漁業調整事務所）
- ・外国漁船の寄港許可（漁業調整事務所）
- ・電気事業の許認可、監査に関する事務（経済産業局）
- ・温室効果ガス排出量の報告関係（地方環境事務所）

（「C：国に残すもの」だが一部に「A：地方自治体に移譲するもの」を含むとする事例）

- ・職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業（都道府県労働局）
- ・直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施（地方整備局）
- ・河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施（地方整備局）
- ・旅客自動車運送事業の許認可等（地方運輸局）
- ・容器包装リサイクル法の報告徴収・立入検査（地方環境事務所）

② 地方移譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてもなお、各地方自治体の対応の相違等により著しい支障を生じるもの

- ・業務の性質上、すべての業務についての処理基準を具体的・網羅的に定めることは困難もしくは実務において機能する処理基準にはなり難いとするもの
- ・国が判断や処理の基準を整理してもなお、各地方自治体の間で利益相反の問題が発生し、公正中立性が確保できないとするもの 等

- ・各種登記事務（不動産登記、商業・法人登記等）（法務局・地方法務局）
- ・麻薬等犯罪捜査に関する事務（地方厚生局）
- ・労働条件、労働者の保護などに関する監督等（都道府県労働局）
- ・農家戸別所得補償制度に関する現金給付（地方農政局）
- ・外国漁船の寄港許可（漁業調整事務所）
- ・電気事業の許認可、監査に関する事務（経済産業局）

（「C：国に残すもの」だが一部に「A：地方自治体に移譲するもの」を含むとする事例）

- ・人権擁護に関する事務（法務局・地方法務局）
- ・職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業（都道府県労働局）
- ・直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施（地方整備局）
- ・河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施（地方整備局）
- ・旅客自動車運送事業の許認可等（地方運輸局）
- ・容器包装リサイクル法の報告徴収・立入検査（地方環境事務所）

③ 地方移譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてもなお、緊急時の対応等に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの

・危機管理として国が一元的・迅速な対応を確保する必要があるとするもの 等

- ・各種登記事務（不動産登記、商業・法人登記等）（法務局・地方法務局）
- ・麻薬等犯罪捜査に関する事務（地方厚生局）
- ・労働条件、労働者の保護などに関する監督等（都道府県労働局）
- ・民有林直轄治山事業（森林治水事業の実施（民有林野））（森林管理局）
- ・電気事業の許認可、監査に関する事務（経済産業局）

（「C：国に残すもの」だが一部に「A：地方自治体に移譲するもの」を含むとする事例）

- ・人権擁護に関する事務（法務局・地方法務局）
- ・職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業（都道府県労働局）
- ・直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施（地方整備局）
- ・河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施（地方整備局）
- ・旅客自動車運送事業の許認可等（地方運輸局）

④ 事務・権限の的確な執行体制（人材、予算、知見の集積等）の整備が不可欠である一方で、見込まれる事務量等が微少であることにより、地方移譲に伴い行政効率が著しく非効率とならざるを得ないもの

・見込まれる事務量が微少であるにもかかわらず、当該事務への対応のために各地方自治体それぞれに所要の執行体制を整備することは行政効率が非効率になるとするもの 等

- ・各種登記事務（不動産登記、商業・法人登記等）（法務局・地方法務局）
- ・民有林直轄治山事業（森林治水事業の実施（民有林野））（森林管理局）

（「C：国に残すもの」だが一部に「A：地方自治体に移譲するもの」を含むとする事例）

- ・人権擁護に関する事務（法務局・地方法務局）
- ・旅客自動車運送事業の許認可等（地方運輸局）

●上記①～④以外の理由

- ・ 沖縄の特殊事情にかんがみ、沖縄における国の責任の在り方と併せて、平成 23 年度に終了する沖縄振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖縄県の意見等を踏まえつつ検討されるべきとするもの
 - ・ 振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（沖縄総合事務局）
- ・ 本来、国が行うべき、ナショナルミニマムとして達成するべきとするもの
 - ・ 人権擁護に関する事務（法務局・地方法務局）（*）
- ・ 国の指揮監督ができなくなると国際条約との整合性に疑義が生じるとするもの
 - ・ 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業（都道府県労働局）（*）
- ・ 他の業務・政策と整合性確保が不可欠のものであり、当該業務のみ分離できるものではなく、一体性のある対応が必要とするもの
 - ・ 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業（都道府県労働局）（*）
- ・ 利用者である労使双方から国による実施を維持すべきとの提言等がなされており、それを尊重する必要があるとするもの
 - ・ 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業（都道府県労働局）（*）
- ・ 食料の安定供給の観点から国の役割として遂行すべきもの
 - ・ 農家戸別所得補償制度に関する現金給付（地方農政局）
- ・ 平常時の管理や大規模災害対応を通じて全国レベルで技術・経験を集積し、整備・管理を行っていく仕組みの保持を必要とするもの
 - ・ 直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施（地方整備局）（*）
 - ・ 河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施（地方整備局）（*）
- ・ 先端的・モデル的な取組に特化し、国際的・全国的な視点に立った取組が必要とするもの
 - ・ 観光振興等（民間に関する助成、国際観光振興、地域に対するコンサルティング 等）（地方運輸局）（*）

(注) (*) は、「C：国に残すもの」だが一部に「A：地方自治体に移譲するもの」を含むとする事例

「自己仕分け」結果の主な例（機関ごとの例）

〔沖縄総合事務局〕

- ・ 振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（自己仕分け結果：C-c）

〔総合通信局〕

- ・ 情報通信技術（ICT）に関する産学官連携（民間に対する助成）（自己仕分け結果：A-b）
- ・ ケーブルテレビ等の許認可等（自己仕分け結果：保留）

〔法務局・地方法務局〕

- ・ 各種登記事務（不動産登記、商業・法人登記等）（自己仕分け結果：C-c、一部C-a）
- ・ 人権擁護に関する事務（自己仕分け結果：C-c、一部A-a）

〔地方厚生局〕

- ・ 社会福祉法人（広域）等の認可（自己仕分け結果：A-a）
- ・ 麻薬等犯罪捜査に関する事務（自己仕分け結果：C-c）

〔都道府県労働局〕

- ・ 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業（自己仕分け結果：C-c、一部A-b-①）
- ・ 労働条件、労働者の保護などに関する監督等（自己仕分け結果：C-c）

〔地方農政局〕

- ・ 農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務（自己仕分け結果：A-a）
- ・ 農家戸別所得補償制度に関する現金給付（自己仕分け結果：C-c）

〔森林管理局〕

- ・ 民有林直轄治山事業（森林治水事業の実施（民有林野））（自己仕分け結果：C-c）

[漁業調整事務所]

- ・ 漁業の調整 (自己仕分け結果: C-c)
- ・ 外国漁船の寄港許可 (自己仕分け結果: C-c)

[経済産業局]

- ・ 新規産業の環境整備に関する事務の一部 (産業クラスターの支援) (自己仕分け結果: B-②)
- ・ 電気事業の許認可、監査に関する事務 (自己仕分け結果: C-c)

[地方整備局・北海道開発局]

- ・ 直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施 (自己仕分け結果: C-c、一部A-b-①)
- ・ 河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 (自己仕分け結果: C-c、一部A-b-①)

[地方運輸局]

- ・ 旅客自動車運送事業の許認可等 (自己仕分け結果: C-c、一部A-b-①)
- ・ 観光振興等 (民間に関する助成、国際観光振興、地域に対するコンサルティング等) (自己仕分け結果: C-c、一部A-b-①)

[地方環境事務所]

- ・ 容器包装リサイクル法の報告徴収・立入検査 (自己仕分け結果: C-c、一部A-a)
- ・ 温室効果ガス排出量の報告関係 (自己仕分け結果: C-c)

(注)

1. 本資料は、各出先機関ごとに報告のあった自己仕分け結果のうち主なものを地域主権戦略室において抜粋したものである。
2. 記号の意味は下記のとおり。

A-a : 地方自治体に移譲するもの (全国一律・一斉に移譲するもの)

A-b-① : 個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの (現行の行政区域を前提とするもの)

A-b-② : 個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの (都道府県の区域を超える広域的实施体制の整備を前提とするもの)

B-② : 個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断するもの (都道府県の区域を超える広域的实施体制の整備を前提とするもの)

C-c : 国に残すもの (引き続き出先機関の事務・権限とするもの)

(参考)「自己仕分け」結果の概要

機関名	沖縄総合事務局（内閣府）
基本的な考え方	<p>沖縄総合事務局の事務・権限の見直しについては、沖縄総合事務局が、沖縄の特殊事情にかんがみ、その振興を国の責務として果たすための実施機関として設置された経緯があること等を勘案しつつ、検討する必要がある。</p>
結果の概要 主な事例 等	<p>《沖縄振興計画の推進等に関する事務》 →仕分け結果：C-c（引き続き出先機関の事務・権限とする） （理由）沖縄は様々な特殊事情を抱えていることから、沖縄の振興を図ることは国の責務である。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖縄における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖縄振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖縄県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖縄総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。</p> <p>《各省の出先機関としての事務（農林水産省の地方農政局、経済産業省の経済産業局、国土交通省の地方整備局及び地方運輸局等が所掌する事務）》 →他省庁の出先機関が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖縄の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖縄振興の在り方と併せて検討する必要がある。</p>
備考	

機関名	総合通信局（総務省）
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省では、総合通信局の事務・権限について、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねることを基本に、国は地方自治体が担えない事務を担い、地方が行える事務は地方に委ねるという役割分担の考え方に立ち、「自己仕分け」を実施。
結果の概要 主な事例 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国知事会の「国の出先機関原則廃止PT」において、「地方移管」又は「廃止・民営化」と打ち出された15事務のうち、9事務は、地域住民や事業者等の利便性のため、自治体の発意に従い地方移譲可能とするもの、事務が既に廃止又は元々存在せず、出先機関の事務が現存しないものなどであり、地方出先機関の事務外とすることが可能と整理。 ○ 15事務のうち、6事務については、 <ul style="list-style-type: none"> 1) 国による一様の規律を要する事務だが、自治体側の要求内容が不分明なところを今後確認・精査して対応するもの 2) 自治体でできる地域振興や広報啓発は自治体で、国の政策である先端的ICT利活用等に関する施策は国として実施するものに分かれるが、いずれも、自治体が行える業務は切り出して自治体に移譲することが基本。 ○ 「国に残す」とされた13事務は、法令に基づく適正な運用が国の電波・放送行政と一体不可分で求められている事務として、国に残すものと整理。
備考	

機関名	法務局・地方法務局（法務省）
基本的な考え方	<p>地域のことは地域に住む住民が決めるという地域主権の考え方に加え、国と地方の役割分担と連携の在り方について十分な配慮が必要という認識の下、地方自治体側を始め制度の利用者など広く関係各方面の意見等をも踏まえつつ、個々の事務・権限の特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から、検討を実施。</p>
結果の概要 主な事例 等	<p>法務局の事務・権限は、国民の権利関係や身分関係に密接に関連し、国家の主権、司法制度、国民の人権保障に関係する事務であるため、全国統一した運用が必要であるほか、いわゆる二重行政という批判はあたらず、今後も、効率的で機動的な事務処理体制を維持する必要があることから、関係各方面の意見をも踏まえ、基本的には、引き続き出先機関の事務・権限と仕分けた。</p> <p>ただし、①登記事項証明書等の交付事務については、既に市場化テストによる民間委託を実施しているため、民間委託と仕分け、また、②司法書士試験の実施及び土地家屋調査士試験の実施に係る事務については、市場化テストによる民間委託を検討しているため、民間委託と仕分け、さらに、③人権啓発活動地方委託事業のうち、地方自治体が独自に企画・実施するものについては、啓発活動を確保するための方策の検討と併せて、全国の地方自治体への一律一斉の事務権限移譲と仕分けた。</p>
備考	

機関名	地方厚生（支）局（厚生労働省）
基本的な考え方	<p>○麻薬等取締など国民の生命・生活に重大な影響を与える業務や現在大きな見直しを行っている制度に関わる業務を除き、「地方が移譲を希望している業務は地方に移譲する」の原則のとおりに対応する。</p> <p>※地方で責任を持って適切に実施可能な場合に限る。</p>
結果の概要 主な事例 等	<p>【地方へ移譲可能と仕分けした事務・権限】</p> <p>① 複数の都道府県にまたがる法人等の監督に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法人、社会福祉法人、消費生活協同組合の監督など <p>② 既に同様又は類似の業務を都道府県で実施している業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行、指定医療機関（児童福祉法、母子保健法、生活保護法）の指定等、特定機能病院（高度な医療の提供や開発等を行う病院）の指導監督など <p>③ 養成施設の指定等に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種国家資格等（保健師、助産師など32種）及び各種都道府県知事資格等（調理師など4種）に関する養成施設の指定など <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び戦傷病者特別援護法に規定する指定医療機関の指定、介護保険・サービスに関する指導、国開設病院等の監督など <p>【国の事務として仕分けした事務・権限】</p> <p>① 国民の保健衛生に重大な影響を与える麻薬等に関する取締関係、食品の輸出入関係の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻薬等犯罪捜査に関する業務、麻薬営業者等の許可等、輸出水産食品関係施設等の監視指導、食品衛生法の登録検査機関の登録等、など <p>② 年金、医療保険は制度改革を踏まえて検討することとし、当面は国が実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業年金制度等（厚生年金基金及び確定拠出年金等）の運営に関する業務、健康保険組合等の指導監督、国民健康保険の保険者等の指導、保険医療機関等の指導監督等、など <p>③ 補助金の執行等については、一括交付金の議論の中で整理し、当面は国が実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結核医療費、原爆被爆者手当交付金など
備考	

機関名	都道府県労働局（厚生労働省）
基本的な考え方	○ 「地域主権戦略大綱」に掲げられた「国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）」の方針に沿って、都道府県労働局の在り方を見直す。
結果の概要 主な事例 等	<p>○ 「地域主権戦略大綱」に沿って、国際条約（ILO条約）を遵守する必要があること、労働政策審議会の意見等サービス利用者の意見を尊重する必要があることなどに配慮し、また、省内事業仕分けの結果も踏まえて、対応。</p> <p>○ ハローワーク関係事務については、以下のとおり整理。</p> <p>① 全国ネットワークによる無料職業紹介に係る業務等は、「地域主権戦略大綱」第4の2（3）の「国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合」に該当するため、引き続き国が実施。</p> <p>② 他方、地域主権改革の趣旨に則った対応をするため、以下の見直しを検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体から国（労働局・ハローワーク）への要請権・国による対応義務の創設【自治体と国の協働体制】 ・ ハローワークの職業紹介に関する事務の一部の先行移管【特区要望への対応】 ・ 自治体無料職業紹介事業への法的位置づけの付与・国の求人情報の自治体への開放【地方分権改革推進委員会「第2次勧告」等における見直し事項への対応】 ・ ハローワークの地方移管に関する論点整理のための円卓会議の開催と国民的アンケート調査の実施 <p>○ 労働基準監督署等関係事務については、「地域主権戦略大綱」第4の2（3）の「国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合」に該当するため、引き続き国が実施。</p>
備考	

機関名	地方農政局（農林水産省）													
基本的な考え方	<p>○農林水産行政における国と地方の役割分担を明確にする必要があるため、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）等を踏まえて、国が果たすべき役割の基本を、①食料の安定供給（食料自給率の向上等）、②農林水産業の再生、③食の安全・消費者の信頼確保、④国民の安全・安心の確保（国土の保全等）と設定した上で、地方自治法第1条の2第2項に即して、全国的な規模や視点等の必要性から国が重点的に担うべき事務を整理。</p> <p>○その上で、それぞれの事務について、国の出先機関で行う必要があるか否かを、当該事務を農林水産本省と地方自治体のみで実施した場合に「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）に例示されたような著しい支障が生ずるか否かを検証することによって判定。</p>													
結果の概要 主な事例 等	<p>地方農政局が引き続き実施すべき事務</p> <table border="1" data-bbox="506 639 2040 963"> <thead> <tr> <th data-bbox="506 639 1133 687">国の役割</th> <th data-bbox="1133 639 2040 687">国が重点的に担うべき事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="506 687 1133 823"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料の安定供給（食料自給率の向上等） ・ 農業の再生 ・ 国民の安全・安心の確保（国土の保全等） </td> <td data-bbox="1133 687 2040 823"> <ul style="list-style-type: none"> ○戸別所得補償制度 ○政府による米麦の売買・管理 ○優良農地の確保 ○6次産業化、生産・経営対策、農業農村基盤整備等 ○農協等の団体指導・監督 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="506 823 1133 963"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全・消費者の信頼確保 </td> <td data-bbox="1133 823 2040 963"> <ul style="list-style-type: none"> ○食品表示、JAS ○牛トレーサビリティ ○農薬等の安全確保のための検査・指導 ○家畜防疫、植物防疫、食育等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>見直しを検討する事務</p> <table border="1" data-bbox="506 1050 2040 1326"> <tbody> <tr> <td data-bbox="506 1050 1133 1145">本省において実施することを検討 （既に本省だけで実施中の事務を含む）</td> <td data-bbox="1133 1050 2040 1145"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地すべり防止区域等の指定及び廃止 ・ 食育の推進（民間に対する助成） ・ 農地土壌の汚染防止等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="506 1145 1133 1281">地方への移譲等を検討</td> <td data-bbox="1133 1145 2040 1281"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の国営土地改良施設の財産権・水利権等 ・ 事業協同組合等の設立認可等 ・ 農産物検査（登録検査機関の登録等） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="506 1281 1133 1326">実施主体の見直しを検討</td> <td data-bbox="1133 1281 2040 1326"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料登録証等の登録更新（独立行政法人へ移管） </td> </tr> </tbody> </table>		国の役割	国が重点的に担うべき事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料の安定供給（食料自給率の向上等） ・ 農業の再生 ・ 国民の安全・安心の確保（国土の保全等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○戸別所得補償制度 ○政府による米麦の売買・管理 ○優良農地の確保 ○6次産業化、生産・経営対策、農業農村基盤整備等 ○農協等の団体指導・監督 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全・消費者の信頼確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○食品表示、JAS ○牛トレーサビリティ ○農薬等の安全確保のための検査・指導 ○家畜防疫、植物防疫、食育等 	本省において実施することを検討 （既に本省だけで実施中の事務を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地すべり防止区域等の指定及び廃止 ・ 食育の推進（民間に対する助成） ・ 農地土壌の汚染防止等 	地方への移譲等を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の国営土地改良施設の財産権・水利権等 ・ 事業協同組合等の設立認可等 ・ 農産物検査（登録検査機関の登録等） 	実施主体の見直しを検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料登録証等の登録更新（独立行政法人へ移管）
国の役割	国が重点的に担うべき事務													
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料の安定供給（食料自給率の向上等） ・ 農業の再生 ・ 国民の安全・安心の確保（国土の保全等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○戸別所得補償制度 ○政府による米麦の売買・管理 ○優良農地の確保 ○6次産業化、生産・経営対策、農業農村基盤整備等 ○農協等の団体指導・監督 													
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全・消費者の信頼確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○食品表示、JAS ○牛トレーサビリティ ○農薬等の安全確保のための検査・指導 ○家畜防疫、植物防疫、食育等 													
本省において実施することを検討 （既に本省だけで実施中の事務を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地すべり防止区域等の指定及び廃止 ・ 食育の推進（民間に対する助成） ・ 農地土壌の汚染防止等 													
地方への移譲等を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の国営土地改良施設の財産権・水利権等 ・ 事業協同組合等の設立認可等 ・ 農産物検査（登録検査機関の登録等） 													
実施主体の見直しを検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料登録証等の登録更新（独立行政法人へ移管） 													
備考														

機関名	森林管理局（農林水産省）					
基本的な考え方	<p>○農林水産行政における国と地方の役割分担を明確にする必要があるため、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）等を踏まえて、国が果たすべき役割の基本を、①食料の安定供給（食料自給率の向上等）、②農林水産業の再生、③食の安全・消費者の信頼確保、④国民の安全・安心の確保（国土の保全等）と設定した上で、地方自治法第1条の2第2項に即して、全国的な規模や視点等の必要性から国が重点的に担うべき事務を整理。</p> <p>○その上で、それぞれの事務について、国の出先機関で行う必要があるか否かを、当該事務を農林水産本省と地方自治体のみで実施した場合に「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）に例示されたような著しい支障が生ずるか否かを検証することによって判定。</p>					
結果の概要 主な事例 等	<p>森林管理局が引き続き実施すべき事務</p> <table border="1" data-bbox="488 635 2016 778"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 635 1115 683">国の役割</th> <th data-bbox="1115 635 2016 683">国が重点的に担うべき事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 683 1115 778"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業の再生 ・ 国民の安全・安心の確保（国土の保全等） </td> <td data-bbox="1115 683 2016 778"> <ul style="list-style-type: none"> ○国有林野の管理経営 ○大規模山地災害の復旧 </td> </tr> </tbody> </table>		国の役割	国が重点的に担うべき事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業の再生 ・ 国民の安全・安心の確保（国土の保全等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○国有林野の管理経営 ○大規模山地災害の復旧
国の役割	国が重点的に担うべき事務					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業の再生 ・ 国民の安全・安心の確保（国土の保全等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○国有林野の管理経営 ○大規模山地災害の復旧 					
備考						

機関名	漁業調整事務所（農林水産省）							
基本的な考え方	<p>○農林水産行政における国と地方の役割分担を明確にする必要があるため、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）等を踏まえて、国が果たすべき役割の基本を、①食料の安定供給（食料自給率の向上等）、②農林水産業の再生、③食の安全・消費者の信頼確保、④国民の安全・安心の確保（国土の保全等）と設定した上で、地方自治法第1条の2第2項に即して、全国的な規模や視点等の必要性から国が重点的に担うべき事務を整理。</p> <p>○その上で、それぞれの事務について、国の出先機関で行う必要があるか否かを、当該事務を農林水産本省と地方自治体のみで実施した場合に「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）に例示されたような著しい支障が生ずるか否かを検証することによって判定。</p>							
結果の概要 主な事例 等	<p>漁業調整事務所が引き続き実施すべき事務</p> <table border="1" data-bbox="506 639 2029 783"> <thead> <tr> <th data-bbox="506 639 1133 687">国の役割</th> <th data-bbox="1133 639 2029 687">国が重点的に担うべき事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="506 687 1133 735">・食料の安定供給（食料自給率の向上）</td> <td data-bbox="1133 687 2029 735">○漁業の許可等 ○漁業調整等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="506 735 1133 783">・水産業の再生</td> <td data-bbox="1133 735 2029 783">○外国漁船の寄港許可 ○漁船の検査</td> </tr> </tbody> </table>		国の役割	国が重点的に担うべき事務	・食料の安定供給（食料自給率の向上）	○漁業の許可等 ○漁業調整等	・水産業の再生	○外国漁船の寄港許可 ○漁船の検査
国の役割	国が重点的に担うべき事務							
・食料の安定供給（食料自給率の向上）	○漁業の許可等 ○漁業調整等							
・水産業の再生	○外国漁船の寄港許可 ○漁船の検査							
備考								

機関名	経済産業局（経済産業省）
基本的な考え方	<p>8月26日（木）、27日（金）の2日間にわたって、政務三役（増子副大臣、高橋・近藤両大臣政務官）の出席の下、外部有識者、自治体、事業者等からなる会議を開催し、その結果を踏まえ、自己仕分けを実施。</p> <p>（1）規制系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県において実施可能なものは、事務の効率面の課題や規制の広域性を考慮しつつ、移譲を検討することとする。このうち、引き続き国の関与が必要な分野については、併行権限として、経産局も引き続き事務を行うこととする。 <p>（2）支援系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国全体の視点から行うものは、経産局の事務・権限として残すこととする。
結果の概要 主な事例 等	<p>（1）廃止を検討するもの（6事務・権限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋蔵鉱量統計調査 等 <p>（2）都道府県への移譲を検討するもの（17事務・権限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定業種の協業組合・商工組合の許認可等 ・ 消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等 ・ 容器包装リサイクル法に基づく立入検査等 等 <p>（3）試行状況を踏まえ広域的实施体制への選択的移譲を検討（2事務・権限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業クラスター支援 等 <p>（4）民間委託の拡大を検討（2事務・権限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計量士国家試験 等 <p>（5）本省への引き上げを検討（1事務・権限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許料の減免確認 <p>（6）引き続き出先機関で実施（45事務・権限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ものづくり高度化支援に関する事務 ・ 電気事業の許認可、監査に関する事務 等
備考	都道府県への移譲を検討するもののうち、14事務・権限については国の権限も残すことを検討。

機関名	地方整備局（国土交通省）
基本的な考え方	国民にとって本当に必要な事業かどうかをもう一度見極め、国民生活の安全・安心の確保、国際競争力の強化、成長戦略の実現など、国が本来果たすべき役割を戦略的かつ重点的に担っていく必要があるという認識のもと、地域主権を実現するため、主体的に検討を実施。
結果の概要 主な事例 等	<p>○広域の事務について、道州制等の自治体の「受け皿」の在り方、広域連合等における利害が異なる場合の意思決定の仕組みの確保などについて議論が必要であるが、社会情勢の変化に応じた事務・権限の見直しとして、</p> <p>①個別協議に基づく道路・河川の移管の早期実現</p> <p>②一の都道府県で完結するイ号国営公園で整備が概成したものの管理に関する権限について、都道府県への移譲が可能となる制度の創設等に取り組む。</p> <p>○なお、防災・危機管理体制の確保、職員の処遇、財源の取扱い等について、今後、十分な議論が必要。</p>
備考	

機関名	北海道開発局（国土交通省）
基本的な考え方	国民にとって本当に必要な事業かどうかをもう一度見極め、国民生活の安全・安心の確保、国際競争力の強化、成長戦略の実現など、国が本来果たすべき役割を戦略的かつ重点的に担っていく必要があるという認識のもと、地域主権を実現するため、主体的に検討を実施。
結果の概要 主な事例 等	○北海道開発局については、地方整備局の所掌事務と地方農政局の所掌事務の一部等を行う機関であることから、地方整備局と地方農政局の仕分けに準ずることとする。
備考	

機関名	地方運輸局（国土交通省）
基本的な考え方	国民にとって本当に必要な事業かどうかをもう一度見極め、国民生活の安全・安心の確保、国際競争力の強化、成長戦略の実現など、国が本来果たすべき役割を戦略的かつ重点的に担っていく必要があるという認識のもと、地域主権を実現するため、主体的に検討を実施。
結果の概要 主な事例 等	<p>○全国一律の安全基準に基づく監査等を通じて国民の生命・身体の安全を確保している唯一の現場執行機関であり、地方自治体との二重行政にあたらない。また、重大事故の発生時に全国的ネットワークを活用し、大臣による一元的な指揮命令の下で、類似事案の発生防止などの安全対策を迅速かつ効率的に行うことが必要。</p> <p>○一方、地方自治体の移管要望の多くは地域住民交通と地域観光であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通空白地域の解消などのため市町村やNPO等が行っている旅客運送（自家用有償旅客運送）についての権限を希望する市町村に移譲 ・国際観光業務に重点化し、地方の観光振興は全国的な視点に立った先端的・モデル的な取り組みに特化 等 <p>を行うことにより、こうした地域のニーズや創意工夫が活かせる分野は、基本的には地域に任せていく。</p>
備考	

機関名	地方環境事務所（環境省）
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の実状やニーズも踏まえた環境政策を展開するため、これまでも地方自治体との分担を進めており、今後も地域主権の考え方を基本としつつ検討を進めていく。 ○ その際、単に地方環境事務所の事務のうち何を地方自治体に移譲するかといった運用面の議論に止まらず、一連の政策の下での国と地方の関係の在り方について抜本的に議論する必要がある。特に、 <ul style="list-style-type: none"> 1) 地域の利害を超えて、国全体の利害の観点から判断して行うべき事務 2) 国際約束を遵守するため、国が責任を持って行うべき事務 3) 国民の健康や生活環境の保護のためのセーフティ機能として行うべき事務 <p>については、国が本来果たすべき役割として地方自治体への移譲には馴染まない。</p>
結果の概要 主な事例 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移譲できるもの： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 石綿健康被害救済法による申請の経由 ➢ 「循環型社会形成推進協議会」への参加 ➢ オフロード法に基づく技術基準適合命令及び同命令に係る報告徴収・立入検査 ➢ 個別リサイクル法に基づく報告徴収・立入検査（一の都道府県で完結する場合並行権限を付与） ➢ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指導・監督（一の都道府県内で調査事業を行う場合のみ） ○ 国に残すもの： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国立公園の規制等、世界自然遺産登録地域の保全、鳥獣の輸出入の規制、温室効果ガス排出量の報告関係、廃棄物の輸出入に関する事務などの事務は地方環境事務所で行う。 ➢ 地球温暖化に関する普及啓発などは全国的な視点に立った先端的・モデル的な取組として、また、廃棄物処理法に基づく無害化認定業者に対する報告徴収・立入検査、廃棄物処理法及び公害規制法に基づく緊急時の立入検査などの事務は本省で実施する。
備考	他省庁と共管している事務・権限については、国として統一的に対応することを前提とする。

平成23年度概算要求における地方向け補助金等(投資関係)の 一括交付金化に関する各府省の考え方(概要)

「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)においては、一括交付金化の基本的考え方として、「『ひも付き補助金』の対象範囲は、最大限広くとる」、また「一括交付金化の対象としないものは、最小限のものに限定する」とされており、具体的には、災害復旧、国家補償的性格のもの、地方税の代替的性格のもの、国庫委託金、特定財源が国費の原資であるもの等に限定するとされている。【別添1参照】

今般、平成23年度概算要求における地方向け補助金等(投資関係)について、関係府省に一括交付金化に向けた考え方を聴取したところ、概ね以下のような結果を得た。

1. 一括交付金の対象範囲

23年度概算要求・「要望額」における地方向け補助金等(投資関係)は3.3兆円。このうち、各府省において「一括交付金化の対象」と分類された補助金等はほとんどなかった。【別添2参照】

(1) 一括交付金の対象外

一括交付金の対象外と各府省が判断した理由は、大綱に掲げられた具体的理由のほか、施策の重要性(民主党マニフェストや「新成長戦略」等の各種閣議決定等)や特殊性(年度間の変動や地域間の偏在等)に基づくものなど、各府省において様々であった。

○ 主な補助金等と各府省の考え方

・ 防災拠点形成総合支援事業費補助金(5億円)〔内閣府〕

防災拠点のうち、国が策定する計画等において取り上げられているものや、一つの地方公共団体の範囲を超えた広域的な防災効果が期待されるものを対象としており、国が積極的に取り組む課題である。

・ 都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設)(186億円)〔警察庁〕

「地方の自主性の拡大」というときの「地方」に、国と一体となって業務を行う都道府県警察は当てはまらない。また、全国的・広域的な交通管理を行い、最低水準の交通の安全と円滑を確保するという国の役割・責務に鑑みれば、国直轄で管理する部分がある道路等と異なり、都道府県が一元的に行う交通安全施設の整備に対する補助金は国家補償的性格を有する。

- ・ 学校施設環境改善交付金(仮称)(1,809 億円)〔文部科学省・内閣府(沖縄)〕

耐震性の無い学校施設の耐震化が必要なだけでなく、老朽化も深刻になっており、これらの施設整備は、学校の設置者である地方公共団体にとって義務的なもの。また、年度間の変動や地域間の偏在も大きい。学校施設の整備は、教員や教育内容に応じて一体的に行うことが必要であって、教育一括交付金についての検討を進めているところ。

- ・ 農山漁村地域整備交付金(1,500 億円)〔農林水産省・内閣府(沖縄)・国土交通省〕

地域の創意工夫による農山漁村地域の総合的な整備の支援を目的として平成 22 年度に創設。食料自給率の向上等の実現は国の責務であり、そのための重要な手段である本交付金について、他の社会資本整備を含め一括交付金化した場合、国と地方が政策目標を共有した施策の推進が困難となり、農林水産政策の目標達成に著しい支障を及ぼすおそれがある。

- ・ 地域連携推進事業費補助(452 億円)〔国土交通省〕

地域高規格道路は事業規模が大きいこと等から、個別に事業評価を行うとともに、ニーズに応じた機動的な配分や集中投資が必要。また、同道路は高規格幹線道路と一体的に幹線道路ネットワークを構成し、整備効果が広域に及ぶことから、整備方針の調整が必要であり、複数都府県に跨る路線は、事業主体間での調整も必要。

- ・ 循環型社会形成推進交付金(471 億円)〔環境省・内閣府(沖縄)・国土交通省〕

市町村にとって20～30年に一度の巨額な資金を要する事業であり、定常的財政での措置が困難。また、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するため、国家的見地からも戦略的な施設整備が必要。

(2) 特定補助金(3～5年)

一括交付金の対象となりうるものであっても、3～5年の期限付きで特定補助金として存続すると分類されたものについては、期限到来時に改めて検討するとされていた。

○ 主な補助金等と各府省の考え方

- ・ 情報通信利活用基盤整備交付金(30 億円)〔総務省〕

「光の道」構想(2015 年頃を目途に全ての世帯でブロードバンドサービスを利用)の推進のため5年間実施。(特定5年)

- ・ **地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(350億円)〔厚生労働省〕**
介護保険3施設については、平成26年度における数値目標を掲げ、現在国を挙げて個室化を推進しており、当面、特定補助金として維持すべき。(特定4年)

(3)一括交付金化の対象

一括交付金化の対象となりうるものについても、その一部を特定補助金として継続する必要がある、引き続き国の政策意図が反映されたものとする必要がある等の留意点や条件を掲げていた。

○ 主な補助金等と各府省の考え方

- ・ **消防防災施設整備費補助金(9億円)〔総務省〕**
一括交付金化の対象とする。なお、特別法による補助率の嵩上げ措置が講じられている施設については、一括交付金の算定においても配慮が必要と考えられる。
- ・ **水道施設整備費補助(578億円)〔厚生労働省・内閣府(沖縄)・国土交通省〕**
一括交付金化の対象とするが、水道施設の耐震化に係る補助メニューについては国が重点かつ喫緊に行う必要があることから、特定補助金として存続。また、水道施設の災害復旧事業については、新たに立目した上、予算措置を行う必要。
- ・ **工業用水道事業費補助(19億円)〔経済産業省〕**
一括交付金化の対象となる可能性があるが、一括交付金の括り方、PDCAサイクルを通じた国の関わり、客観的指標等による配分方法及び予算要求・執行方法等に関しては、個別事業の特性を踏まえ、政策意図が反映されるものとする必要がある。

(※)その他

社会資本整備総合交付金(国土交通省、内閣府(沖縄))については、一括交付金として既に「措置済」との独自の分類とした上で、平成23年度は大綱を踏まえ抜本的に見直すとしていた。

- ・ **社会資本整備総合交付金(22,000億円)〔国土交通省・内閣府(沖縄)〕**
これまでの国土交通省所管の地方公共団体向け補助金を一つの交付金に原則一括し、自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、

一括交付金化の趣旨を先取りして創設したものであり、措置済みと整理。平成 23 年度は「地域主権戦略大綱」を踏まえ抜本的に見直し、政策目的の範囲で、府省の枠にとらわれずに使えるようにする。

2. 一括交付金の制度設計(その他)

一括交付金の対象範囲のほか、一括交付金の制度設計に関しては、主として以下のような意見があった。

(国の関わり)

- ・ 国の政策目的に沿って、各省庁が支援内容の設定を行うこと。
- ・ 国の目標と整合した事業の必要額を設定するため、事業計画への最小限の事前関与を行うこと。
- ・ 交付金の効果的な執行を担保するため、自治体の事後評価に加えて、国も一定の関与を行うこと。
- ・ 予定された事業と執行された事業に大きな乖離がある場合の取扱いや、事業費の妥当性を誰がどのように判断するのか。投資的経費以外に使った場合、どのような処理をするのか。

(配分・総額)

- ・ 客観的指標により配分する一括交付金によって、現行の国庫補助によるところが大きい地方公共団体に対して、安定的に必要な財源が十分に確保できるのか。また、個別事業ベースでの積上げに加え、外形標準的な配分を行うなら、本来配分する必要が無い地方公共団体にまで配分することになるのではないか。
- ・ 地方公共団体の事業計画に基づく配分と客観的指標による配分を用いた場合、国の裁量をなくしつつ、地方公共団体の事業をどのように積上げるのか。
- ・ 工期が複数年度で長期にわたることが多い施設整備については、継続事業や年度間の変動に配慮した制度設計が必要である。
- ・ 条件不利地域等への嵩上げ措置は、引き続き適切な措置が講じられるようにする必要があると考えられる。
- ・ 沖縄分として内閣府、北海道と離島・奄美分として国土交通省に別途予算計上している補助金等については、一括交付金化に際してそれぞれ地域事情を考慮する必要がある。
- ・ 事業主体として補助金を直接交付している地方公共団体以外(一部事務組合や民間企業等)について、交付金を直接交付するような仕組みが必要である。

地域主権戦略大綱 (平成22年6月22日閣議決定)

(抜粋)

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

2 一括交付金の対象範囲

(1) 基本的考え方

- ・ 一括交付金化する「ひも付き補助金」の対象範囲は、最大限広くとる。
- ・ 補助金、交付金等を保険・現金給付、サービス給付、投資に整理し、地方の自由裁量拡大に寄与するものを対象とする。

(2) 対象範囲の整理方針

- ・ 社会保障・義務教育関係 — 「社会保障・義務教育関係」については、国として確実な実施を保障する観点から、必要な施策の実施が確保される仕組みを検討するとともに、基本的に、全国画一的な保険・現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外とする。
- ・ その他 — 保険・現金給付に対するもののほか、一括交付金化の対象としないものは、最小限のものに限定する。具体的には、災害復旧、国家補償的性格のもの、地方税の代替的性格のもの、国庫委託金、特定財源が国費の原資であるもの等に限定する。
- ・ 一括交付金化の対象外となる補助金、交付金等についても、できる限り使途の拡大や手続の簡素化等に努める。

(3) 実施手順

- ・ 投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成23年度以降段階的に実施する。経常に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成24年度以降段階的に実施する。これにあわせて、経常（サービス）に係る国庫負担金の扱いについて検討する。
- ・ 一括交付金化の対象となるものであっても、ゼロベースから真に国の政策目的の緊要性を判断し、限定的に特定補助金として許容する場合は、3～5年の期限を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」等を判断する。

平成23年度概算要求における地方向け補助金等(投資関係)
(分類は、各府省の判断によるもの)

(単位:億円、本)

府省名	平成23年度要求・「要望」額							
			一括交付金対象		3～5年特定補助金		対象外	
	金額	本数	金額	本数	金額	本数	金額	本数
内閣府	1,145	21	-	-	11	1	373	15
沖繩	1,140 (※1)	20	[131 の内数(※2)]		[1]		368	14
防災	5	1	-	-	-	-	5	1
警察庁	241	2	-	-	-	-	241	2
総務省	39	2	9	1	30	1	-	-
文部科学省	2,336	7	-	-	-	-	2,336	7
厚生労働省	1,033	12	[385 の内数(※2)]		[1]		58	3
農林水産省	3,257	48	-	-	-	-	3,257	48
経済産業省	19	1	19	1	-	-	-	-
国土交通省	24,457 (※1)	123	[63 の内数(※2)]		[2]		3,025	110
環境省	433	5	-	-	-	-	433	5
合計	32,959	221	28 (※2)	3	630 (※2)	9	9,723	190

注) 1. 本数は、予算科目の項別「目」ベースでの補助金等の数。

2. 各欄の合算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

3. 各府省から提出のあったものをそのまま集計したものであり、精査の結果、計数の変動がありうる。

4. 概算要求時点での各府省の判断をとりまとめたものであり、今回の調査対象外の補助金等についても、今後の予算編成過程において一括交付金化の検討の対象となる可能性がある。

(※1)「一括交付金として措置済」と回答のあった「社会資本整備総合交付金」(内閣府(沖繩)計上:630億円(目ベースで4本)、国土交通省計上:21,370億円(目ベースで11本))は、要求・「要望」額合計には合算しているが、対象、特定補助金、対象外のいずれにも分類していない。

(※2)内閣府(沖繩)、厚生労働省及び国土交通省所管の「水道施設整備費補助」については、耐震関係は特定補助金、それ以外は一括交付金の対象であるが、計数区分は不能。したがって、要求・「要望」額の合計には合算しているものの、分類欄合計の金額・本数には合算していない。

一括交付金化に関する地域主権戦略会議と関係府省との 検討会議の設置(案)

1. 目的・位置付け

- ・ 地域主権戦略大綱において「一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し」とされていることを踏まえ、地域主権戦略会議関係者と一括交付金化の関係府省から構成される会議を設置。
- ・ 検討会議は、戦略会議の審議に資するため、戦略会議で示された方針を踏まえ、具体的な制度設計案を検討する。

2. 構成メンバー

多数のメンバーとなるため、全員を一同に集めるのではなく、戦略会議関係者は出席可能なメンバーとし、補助金等所管府省はグループごとに複数回に分けて出席する形とする。

議長：逢坂政務官(地域主権担当)

〔戦略会議関係メンバー〕

戦略会議有識者(神野主査等)

官房副長官

戦略会議メンバー省の政務官(副大臣の参加も可)

内閣官房(国家戦略)

内閣府(行政刷新)

総務省

財務省

〔補助金等所管府省〕

以下の補助金等所管府省の政務官(副大臣の参加も可)

(公共主要グループ)

国土交通省

農林水産省

内閣府(沖縄)

(社会保障・文教・環境グループ)

厚生労働省

文部科学省

環境省

(その他グループ)

内閣府(防災)

経済産業省

その他議長が指名する府省 【内閣府(地域活性化)、防衛省、警察庁等を想定】

※ 検討会議の庶務(事務局)は、内閣官房及び関係省庁の協力を得て、内閣府(地域主権戦略室)において処理する。

平成22年10月7日

義務付け・枠付けの見直しに係るワーキンググループの設置について（案）

【趣旨】

義務付け・枠付けの見直しについては、「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）において、「地域主権改革の更なる進展のため、第3次勧告の実現に向けて引き続き検討を行う。また、第2次勧告において見直す必要があるものとされた義務付け・枠付けのうち、第3次勧告で取り上げた事項以外のものについても見直しを進めていくこととする。とりわけ第2次勧告において取り上げられた膨大な事項については、具体的に講ずべき措置の方針等を今後検討・整理した上で、見直しに向けて真摯に取り組んでいくこととする。」とされたところである。

今後進めるべき見直しにおいては、法制的な観点での整理も求められることから、高橋教授、斎藤教授にも御参画いただいてワーキンググループを設置し、地域主権戦略会議の審議に資するべく、同ワーキンググループにおいて検討作業を行うこととしたい。

【ワーキンググループ構成員】（敬称略）

- ・ 小早川光郎 成蹊大学法科大学院教授（地域主権戦略会議構成員）
- ・ 高橋 滋 一橋大学大学院法学研究科教授
- ・ 斎藤 誠 東京大学大学院法学政治学研究科教授

地域主権戦略会議提出資料

- 「地域主権改革の実現に向けた重要事項」……………P1
- 「出先機関原則廃止を実現するために」……………P2
- 「各府省『自己仕分け』結果について」……………P3
- 「ひも付き補助金の一括交付金化に向けて」……………P5

平成22年10月7日

地域主権戦略会議 議員
埼玉県知事 上田清司

地域主権改革の実現に向けた重要事項

当面の課題

1. 地域主権改革関連3法案の成立
2. 現下の経済情勢に対応した補正予算の編成
 - ・ 厳しい雇用、地域経済の状況に最大限の配慮

年内を目途とした課題

1. 地域主権戦略大綱に掲げた主要項目の実現
 - 国の出先機関の原則廃止 (→p.2~4参照)
 - ひも付き補助金の一括交付金化(→p.5参照)
 - 義務付け・枠付けの見直し
 - ・ 見直し未実施のもの、勧告どおりの見直しでないものについて、今後の具体的な見直しの工程を明らかにし、早急に取り組むこと。
2. 地方税財源の強化
 - 地方交付税の充実
 - ・ 法定率の引上げを含め地方財政の安定的な運営を確保すべき
 - 消費税の引上げを含めた税制の抜本改革の議論
 - ・ 国・地方を通じて今後の社会保障関係経費が増大。
特に、最前線で国民の安心(地域福祉・医療)を担っている地方自治体の役割に十分留意。
 - 子ども手当の負担問題(全額国庫)

自己仕分け結果は地域主権戦略大綱の基本方針とかけ離れている

- ・地域主権戦略大綱は「『原則廃止』の姿勢の下、ゼロベースで見直す」と明記。
- ・しかし、自己仕分けで「地方移譲」とされた事務は、条件付きも含め1割程度に過ぎない。これでは前政権下における地方分権改革推進委員会勧告の域にとどまるか、ものによっては後退。
- ・5月の公開討議の議論や地方意見も反映されておらず、各府省の立ち位置が「原則廃止」となっていない。

「原則廃止」の基本方針に立ち返り、政治主導で実現すべき

- ・そもそも「出先機関の原則廃止」は、現政権が掲げた公約。
アクション・プランにどれだけ具体的な内容と工程を盛り込めるか、政治主導の真価が問われる正念場。
- ・公開討議などで既に議論は出尽くしている。
今後、同じ方式(府省からのヒアリングや公開討議)を繰り返しても、結局は並行線。
- ・移管事務を1割から2、3割に高める議論ではなく、重点となる分野について政治決断が必要。
(地域主権戦略会議で方針を決定し、各府省に提示)

ハローワークをはじめ、出先機関の「廃止」につながる改革を実施すべき

- ・出先機関のごく一部の事務を切り分けて地方に移譲しても意味がない。
- ・事務を丸ごと移管し、出先機関の廃止につなげることが重要。こうした重点項目を政治の力で決めるべき。
- ・地方が強く移管を求めるハローワーク(都道府県労働局)は県単位の設置であり、丸ごと移管が可能。
直轄国道・直轄河川も、受け皿となる広域連合設置の動きが具体化しており、先行的な移管が可能。

各府省「自己仕分け」結果について

1. ハローワークの移管(都道府県労働局)

- 厚生労働省は地域主権改革に係る見直し案として、「国と地方の協働」や「一部事務の先行移管」を提案。
- しかし、これらは

「国と地方の協働」 → 現状と何ら変わらないばかりか役割分担を一層不明確にし、二重行政にもつながる。原則廃止の姿勢に照らし、全て地方に委ねるべき。

「一部事務の先行移管」 → ごく一部の上乗せ事務(人材銀行など)の移管に過ぎず、大宗は国に温存。

であり、「身近な行政はできる限り地方に委ねる」地域主権改革の実現に結びつくものではない。

(1) 厚生労働省の主張と地域主権改革の観点

■ 厚生労働省の主張

求職者は県域を越えて活動。
全国規模の一体的な職業紹介サービスが必要。

雇用情勢の悪化に対応するには、統一的な指揮命令が必要。地方移管はILO条約に違反する恐れもある。

■ 地域主権改革の観点

・都道府県間連携により広域対応は可能。
(現在の全国ネットワークを維持)

・国・地方の密接な連携で、迅速・的確な対応は可能。
・条約批准国の中には地方移管を行っている国もある。

(2) ハローワーク地方移管によるメリット

- 1 求職者が求めるサービスは職業紹介だけでなく、住宅、生活保護、職業訓練など多岐にわたる。総合行政である地方は、これらの総合的サービスを「ワンストップ」で「常時」提供できる。
- 2 現行のハローワークができるのは「求人情報の紹介」まで。地方は地域企業とのネットワークや職業訓練機能を生かし、雇用を生み出す産業の育成から、そのための人材の訓練・育成まで「一気通貫の雇用政策」を展開できる。
- 3 若年就労(特に未内定卒業者や早期離職者)を改善するには学校教育と就労支援の連携が必要。地方では教育現場と連携した若年就労対策を講じることが可能。
- 4 ハローワークが混雑していても、縦割り構造の中で他府省の職員(経済産業局や農政局など)を配置することはできないが、総合行政主体である地方は縦割りの壁もなく、首長の指揮の下、機動的・弾力的な人材配置が可能。

2. 各府省の自己仕分け結果

(1) 府省回答は分権委員会勧告の範囲内であり、勧告より後退したものもある

- 「地方移譲」は、条件付きも含めて1割程度。(その多くは前政権の地方分権改革推進委勧告の範囲にとどまっている。)

【地方整備局】 直轄国道・直轄河川：分権委勧告に基づく個別協議が整ったものから速やかに移管。

- なかには勧告より後退している回答もある。

【地方農政局】

《 勧 告 》

《自己仕分け》

農 地 転 用：地方移譲

→ 優良農地確保は国の責務であり、国が実施すべき

農商工連携支援：国の役割を全国的先端モデルに限定

→ 食料安全保障の観点から国が実施すべき

(2) 移管を拒む「4つの主張」に依然として固執する府省が多い

- 4つの主張は「移管できない理由」にならない。このことは、既に公開討議等で明らかにしたところ。

【全国統一性】 統一基準に基づき各県が実施すれば対応可能 【広域性】 都道府県間の連携で広域対応は可能

【国の責務】 生活保護や義務教育のように「国が責務を負う事務」であっても地方が実施している例はある

【専門性】 人材移管や研修により専門性の確保は可能

- 府省は「移管できない理由」を挙げるのではなく、「どうすれば円滑に移管できるか」を考えるべき。

(3) 国に権限を残したまま地方に「権限を付与」することは移管といえない

- 国と地方に同じ権限を与える「権限の付与」は二重行政の拡大であり、地域主権改革の理念に逆行。

【経済産業局】 消費生活用品の製造業者等への立入検査：《自己仕分け》国に権限を残したまま、地方への権限付与を検討。

【都道府県労働局】 職業紹介：《自己仕分け》雇用対策協定締結等により、国・地方が一体となって雇用政策を推進。

ひも付き補助金の一括交付金化に向けて

一括交付金化は「地方の自由度向上」が目的

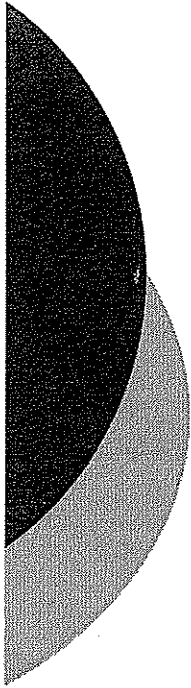
- 閣議決定された「地域主権戦略大綱」の趣旨を踏まえ、次の原則を貫徹すること。
 - 1 幅広い補助金を対象とし、「府省の枠を超えて」大きいブロックに括る。
 - 2 箇所付けなど「国の事前関与を徹底的に排除」する。
 - 3 「客観的指標による透明な配分」を原則とする。
- 都道府県を經由しない「空飛ぶ補助金」など地域振興に関する補助金も一括交付金化すること。
- 地方の自由度向上に向けた補助金改革が目的。国の財源捻出手段としないこと。

「社会資本整備総合交付金」は根本から見直して一括交付金化

- 「社会資本整備総合交付金」は地方の自由度が低く、地域主権戦略大綱が目指す「一括交付金」ではないとの認識を共有すべき。
 - 1 他府省の事業（基幹事業に「附帯」する事業に限定）、また、4つの政策分野（道路、河川、市街地整備、住宅）をまたがる流用が困難
 - 道路か学校か、河川か公園かなど何に使うのか、地域で自由に選択できる余地が極めて限定的
 - 2 道路・河川等の基幹事業は原則として国の採択要件を満たすことが必要
 - 交通事故が多発する交差点改良や通学路の歩道整備など、緊急性が高く地域に密着したきめ細かな事業には使いにくい
 - 3 国が決定する配分額の基準が不明確
 - 配分額の予見性が低く、事業計画を立てにくいばかりか、国への陳情の余地が残る

一括交付金のイメージは「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」(H21年度緊急経済対策)

- 「きめ細かな臨時交付金」は、客観的指標により配分され、使途が基本的に自由
 - 埼玉県では約42億円配分され、うち、約8億円を学校施設の整備や高等技術専門校の機能アップ（職業訓練の充実）に充当
- 「きめ細かな臨時交付金」は国庫負担事業は対象外であったが、その使途の拡大や配分方法を工夫すれば、地方団体が期待する「地域が自己決定できる財源」にふさわしいといえる。



地域主権改革実現に向けた 基礎自治体からの意見

- 今後の地域主権改革について
- ひも付き補助金の一括交付金化について
- 出先機関改革について
- 住民自治の拡充について

平成22年10月7日

北九州市長 北橋 健治

(地域主権戦略会議議員)



今後の地域主権改革について

これまでを振り返って

- ・地域主権改革は達成するまで「一丁目一番地」
- ・本年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱の具体化が鍵
- ・「補完性の原理」の貫徹と地域が自由に使える財源の充実が大前提

今後、来年度に向けて以下の方針を徹底すべき

- ①議論だけでなく実行する
- ②特に「一括交付金化」と「出先機関の改革」に道筋をつける
- ③義務付け・枠付けの見直しを継続する
- ④住民自治の拡充へ

⇒ 地域主権改革を「有言実行内閣」の見本にする

ひも付き補助金の一括交付金化について①

2

最近の経緯

- ・地域主権戦略大綱では、「一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する」ことが決定(H22.6)
- ・概算要求を通じ、関係する省庁が一括交付金化の検討(H22.8)
- ・菅首相が、所信表明演説の中で、「経済成長」など3つの重要政策課題の解決に当たっては、地域主権改革の推進が鍵であり、壁を打ち破るため、「ひも付き補助金」の一括交付金化に着手」「来年度予算では、各府省の枠を超えて投資的資金を集め、自由度の高い交付金化に着手」を表明(H22.10)

今後は

- ①地域主権戦略会議を中心にスピードを上げた検討が必要
- ②本当の意味で「一括」交付金にすることが必要
平成22年度に新しく設けられた「社会資本整備総合交付金」などは、「一括」交付金という意味では、国の関与などの手続面や使い勝手の良さに未だ改善の余地あり
- ③地域主権の実現のための一括交付金であり、国の財政再建のための一括交付金ではないという認識を共有する必要

ひも付き補助金の一括交付金化について②

目指すべき姿(ポイント)

- ①使い勝手を良く、大括りにする
- ②国の関与を最小限に、手続きを簡素化する
- ③総額を確保して原則的に客観的な基準で配分

※いずれも第4回及び第5回会議における提出資料で述べた内容

⇒ 上記を踏まえれば

例えば、近年の国の補正予算で措置されている、これまでの補助金と比べて使い勝手のよい「地域活性化・〇〇臨時交付金」(※)は参考になる考え方なのではないか。

- ・広い範囲の事業に活用可能
- ・他の補助金や交付金に比べて極めて簡単な手続き
- ・客観的な配分基準

⇒ ただし、既に実施している事業への対応や配分時の行政需要の勘案などは今後の要検討課題

※地域活性化・生活対策臨時交付金(平成20年度第2次補正、6千億円)
地域活性化・経済危機対策臨時交付金(平成21年度第1次補正、1兆円)
地域活性化・きめ細かな臨時交付金(平成21年度第2次補正、5千億円)

出先機関改革について

4

最近の経緯

- ・地域主権戦略大綱(H22.6)では、
 - ・ 8月末までに各府省で自己仕分け
 - ・ 地域主権戦略会議が「自己仕分け」を精査し、事務・権限仕分け実施
 - ・ これらを踏まえ、年内を目途に「アクション・プラン(仮称)」の策定
- ・ 関係省庁の自己仕分け実施(H22.8)
- ・ 菅首相が、所信表明演説の中で「各府省が検討結果を提出したが、不十分であり、やり直しを指示」、「横断的な移譲の指針を示し、年内を目標に検討」を表明(H22.10)

今後は

- ① 「補完性の原理」に基づき、地域住民の視点から二重行政を打破
- ② やる気のある自治体には先行実施
- ③ 都道府県だけでなく、政令指定都市を含めた検討を

住民自治の拡充について

○地方自治の本旨 = 団体自治 + 住民自治

○これからは、住民自治の拡充が課題

・例えば、北九州市では、「自治基本条例」施行(10/1)

<基本理念>

「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していく」

・市民参加と情報共有の推進

・開かれた議会運営

・コミュニティ活動への積極的参加

etc

地域住民が主体となった
自治の確立

地域主権改革の推進・充実

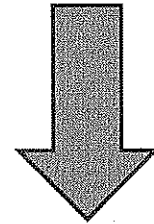
国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革） に対する指定都市市長会の提案

平成22年10月

指定都市市長会

1 住民がより良い行政サービスを受けるための出先機関改革

住民に最も身近な基礎自治体である指定都市に、国の出先機関の事務・権限を一元化



① 指定都市が関連施策と有機的連携を図りつつ、総合的な行政サービスを提供できるようになり、住民サービスの向上につながる。

② 指定都市が地域住民のニーズに基づき、より総合的・自立的・効率的に都市経営を推進できる。

2 指定都市市長会の「国の出先機関原則廃止」に対する基本方針

真に国が担わなければならない事務・権限を除き、都道府県・指定都市等に移譲すべき(道府県と指定都市は同格)

指定都市のある道府県においては、「基礎自治体優先の原則」に基づき、指定都市区域内の事務・権限は指定都市に一元的に直接移譲すべき

国は出先機関の事務・権限に関する詳細な情報を提供し、指定都市の意見を十分に聞くべき

国は地方に事務・権限を移管できない理由として、「広域性」、「専門性」、「全国統一性」を挙げている。

- ① 「広域性」の課題については、自治体間連携の自発的形成など広域的实施体制の構築により、十分対応可能
- ② 「専門性」については、高い能力を持つ指定都市職員に対する国からの十分な事務引継ぎや研修などにより、十分対応可能
- ③ 「全国統一性」については、現時点でも、生活保護・選挙・戸籍・住民基本台帳などで、国による全国統一的な基準に基づき地方自治体が執行することで確保されており、十分対応可能

3 財源の取扱い

- ✦ 国も地方も合意できる公正なルールを構築したうえで、人件費相当額も含め、事務・権限の移譲に伴い必要な財源全てを税源移譲により措置すべき

4 人員の移管等の取扱い

- ✦ 人員の移管の前に、国において徹底した行政改革を進め、組織・事務をスリム化することが前提
- ✦ 国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備し、総合的な調整を行うにあたっては、指定都市の代表者を参加させ、すでに国以上の大幅な職員定数の見直しを行っている指定都市の現状や意見を十分に反映させるべき
- ✦ 「権限と職員はワンセット」との安易なルールで人員の移管を行うのではなく、国も地方も合意できるルールに基づき、指定都市が移管される人員を主体的に選考できるようにすべき

5 柔軟な取組

- ✦ 国は、「地域主権戦略大綱」において、事務・権限の地方移譲の実効性を確保する観点から、地方の発意による選択的实施(手挙げ方式)による柔軟な取組を可能とする仕組みを検討・構築するとしている。全指定都市が国の出先機関の事務・権限の移譲を求めていくが、国とともに実効性のある改革を推進する立場から、地方の発意による選択的实施も受け入れる。

6 優先的に移譲を求める事務・権限(重点項目)

指定都市が優先的に移譲を求める事務・権限(重点項目)決定の考え方

- 真に国が担わなければならないものを除き、指定都市区域内の事務・権限を指定都市に一元的に直接移譲すべきであるが、全ての事務・権限を一時期に地方へ移譲すると大きな混乱をもたらすため、住民サービスの向上や、指定都市による都市経営の充実につながるといった以下の視点から優先順位をつけ、段階的に推進することが現実的であると考え。

<重点項目(優先順位)決定にあたっての視点>

二重行政の解消など、住民に最も身近な基礎自治体である指定都市へ一元化することにより、地域住民のニーズに基づき総合的、自立的、効率的な都市経営の推進に大きく寄与することが期待できること、また、住民サービスの向上に特に効果を発揮すること

- 上記の視点から優先的に移譲を受けるとした事務・権限は、法律に基づく許認可権限など、「原則そのまま事務・権限を引き継いで実施する」ものと、相談、広報、助成など、「指定都市が既に実施している既存の事務事業の充実強化により実施する」ものがあり、以下のとおり「A」「B」と分類し移譲を求める。

<事務・権限の性質ごとの分類>

[A] 国の出先機関の事務・権限を原則引き継いで実施

現在国の出先機関と指定都市の事務権限は明確に区分されているが、指定都市が権限移譲を受けることで、既存事務・権限と有機的連携を図りながら、効果的に実施できるもの

[B] 地域の実情に合わせて指定都市の同種取組を拡充強化 ⇒ 「国は事業を廃止し指定都市へ税源移譲」

相談、啓発、広報、助成等、指定都市でも同種の事業を実施しており、既存事務事業の充実強化によるもの

<重点項目>

※ 国の出先機関の事務・権限の区分については「国の出先機関の原則廃止に向けて」(全国知事会)を参考とした。

【法務局・地方法務局】

■人権擁護に関する事務

- ・人権擁護委員の委嘱に関する事務等 [A]
- ・人権侵犯事件に係る調査・救済・予防等 [B]

■不動産登記（土地・建物） [A]

【地方厚生局】

■指定医療機関等の指定等 [A]

- ・「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定
- ・「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定
- ・「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定

■養成施設等の指定、講習会の指定等 [A]

・養成施設等の指定

保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員、社会福祉主事、精神保健福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、理容師、美容師、食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、栄養士、調理師、製菓衛生師

・講習会の指定・登録

食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生管理者資格取得講習会

<重点項目>

【地方厚生局】

- 民生委員・児童委員の委嘱 [A]
- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行 [A]
- 総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等 [A]
- 登録検査機関の登録等 [A]
 - ・ 食品衛生法の登録検査機関
- 指定検査機関の指定等 [A]
 - ・ 食鳥検査法の指定検査機関
- 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令 [A]
- 毒劇物営業者の登録等 [A]
- 麻薬営業者等の許可等 [A]
- 麻薬防止等のための啓発活動、自生大麻・けしの除去活動 [A]
- 薬物乱用者やその家族からの相談への対応 [A]

<重点項目>

【都道府県労働局】ハローワーク（職業安定、雇用保険等）

- 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業 [A]
- 雇用対策に係る事業主に対する助成 [A]
- 雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等 [A]
- 両立支援に取り組む事業主への助成 [A]

※1 無料職業紹介については、現行の求人・求職情報に関する全国ネットワークを活用(改良)して、指定都市が実施

※2 雇用保険については、保険者は国とし、指定都市は窓口業務を担う

<重点項目>

【地方農政局】

- 食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談 [B]
- 食育の推進に関する事務（民間に対する助成・広報啓発） [B]
- 食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務
（民間に対する助成・広報啓発） [B]
- 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等 [B]
- 農業構造の改善に関する事務（民間に対する助成） [B]
- 農業を担うべき者の確保に関する事務（民間に対する助成） [B]
- 農地の転用に関する事務 [A]

<重点項目>

【経済産業局】

- 新規産業の環境整備に関する事務 [B]
 - ・ベンチャー支援事業等
- 商工会議所に係る許認可・監督に関する事務 [A]
- 技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 [B]
 - ・地域技術の振興に関する事務
 - ・産学人材育成パートナーシップに関する事務
 - ・情報処理の促進に関する事務
- 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 [B]
 - ・ものづくり高度化支援に関連する事務
 - ・新連携支援に関する事務
 - ・中小企業の地域資源活用に関する事務

<重点項目>

【経済産業局】

■中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 [A]

- ・ 中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査等
- ・ 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査等

■中心市街地の活性化に関する事務 [B]

- ・ 戦略的中心市街地商業等活性化支援に関する事務等

■企業立地促進に関する事務 [B]

- ・ 新規立地に繋がる人材育成支援に関する事務等

■消費生活の相談に関する事務 [B]

■伝統的工芸品産業の振興に関する事務 [B]

- ・ 伝統的工芸品産業の振興に関する法律に関する事務等

<重点項目>

【地方整備局】

- 河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施（指定都市域内で完結する河川） [A]
- 河川等の利用、保全に関する許認可等（指定都市域内で完結する河川） [A]
- 直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施（高規格幹線道路除く） [A]
- 直轄国道の管理に関する許認可等（高規格幹線道路除く） [A]

※ 河川等及び直轄国道に係る事務・権限の移譲に伴い、それらに係る工事等の入札及び契約等に係る事務・権限についても移譲を求める

※ 国土保全の観点で国が担うべき河川を除く

[関与の廃止を求める事務・権限]

- 都市計画決定に関する事務手続き（道府県の関与も含む）

<重点項目>

【地方運輸局】

■旅客自動車運送事業の許認可等 [A]

- ・バス事業（路線等が市域内で完結するバス事業（乗合）のみ）

※バス事業では、指定都市が実施しているバス事業（公営企業）の許認可等については自己監督となるため、外部有識者の関与など公平性を担保できる仕組みを構築する

- ・タクシー事業（路線等が市域内で完結する、介護に係るタクシー事業のみ）

【地方環境事務所】

■地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく事務 [A]

- ・温室効果ガス排出量の報告受理等

■京都議定書目標達成計画の推進のための地域における地球温暖化対策に関する広報啓発・相談 [B]

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度に関する説明会の実施、相談業務

■地球温暖化防止・二酸化炭素排出抑制等に関する助成（対民間） [B]

- ・地域協議会民生用機器導入促進事業

■土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督 [A]

7 国の出先機関から指定都市への助成(国庫補助負担金)

- ✚ 他の国庫補助負担金と同様、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、現行の国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべき。

8 道府県との関係

- ✚ 関連する権限が、道府県と指定都市に分割して移譲された場合は、新たな二重行政を生じ、非効率な行政運営となるため、全ての権限を指定都市へ直接移譲すべき。
- ✚ 国の出先機関の許認可権限を指定都市に移譲する際、関連する道府県の権限も併せて指定都市に移譲することで、当該許認可に関する事務を指定都市が一元的に行えるようにすべき。
- ✚ 移譲される国の出先機関の事務・事業(相談、広報、啓発など)について、同種の事務・事業を道府県でも行っている場合は、基本的に道府県の事務・事業を廃止し、基礎自治体優先の原則に基づき指定都市へ税源移譲し、指定都市が一元的に事務・事業を実施できるようにすべき。

未定稿

地域主権確立のための改革提案 ～補助金の一括交付金化～

平成22年10月7日
大阪府知事 橋下 徹
(地域主権戦略会議議員)

一括交付金の検討に向けて

現状・問題点

- * 補助金は、国と地方の「融合」の典型。国による全国基準に基づき、国が交付決定し、地方が執行。地方の実情に応じた現場の臨機応変な対応は”基準外”とされ、国は対象外として補助金の返還を求める
- * 結果として、補助金獲得のために、地域の実情にそぐわない「仕様変更」など、本末転倒な実態が発生

改革の方向性

- * “めざすべき「国のかたち」”(「融合」から「分離」)に向けたステップ[過渡的段階]として、補助金の一括交付金化を検討することが必要

	ナショナル・ミニマム	ローカル・オプティマム(地域における最適水準)	
		ナショナル・スタンダード	地方の独自施策
定義	『全国一律の最低限の基準として、国が提供を保障すべきもの』	『国が示す基準を参考にしつつ、地域の実情に即して、地方が内容を決定するもの』	『地方が、地域の実情に即して、独自に内容を決定するもの』
権限責任	<ul style="list-style-type: none"> ◆国：制度の企画・立案 ※最低限の基準を維持するための助言・指導等を含む ◆地方：国から委託を受け執行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国：目安となる基準の提示 ◆地方：自らの判断で執行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国：なし ◆地方：自らの判断で執行
財源	フルコスト委託金 (国が全額財源確保)	<div style="text-align: center;"> <p>一括交付金 [過渡的段階]</p> <p>地方税(税源移譲)+[財源調整]</p> </div>	

職業能力開発校設備整備費等補助金の場合

(補助金の概要) 雇用保険法に基づき、都道府県立職業能力開発校などの建物・機械整備を対象

教室、実習室、倉庫などの施設設備や、各種機械工具にいたるまで、個別に詳細な補助基準を設定

例) 基準面積: 教室60㎡、図書室40㎡、空調設備科工具室10㎡等 補助単価: 体育館53,300円/㎡、講堂76,810円/㎡等

【例1】・・・車両置場

実習作業で使いやすいように、自動車整備科の車両置場を実習場と一続きのフロアで整備した。

しかし会計検査において、国から「両者に明確な区分がなく、また、車両置場の一部に器材が置いてあったため、車両置場とはみなせない」という解釈が示された。

⇒実態として区分し使用してきたこと、区分をより明確化するためのラインを引いたことなどから、補助金の返還は要しないとされた。

【例2】・・・図書室

常に最新の就職関連情報が提供できるように、インターネット機能による情報提供を中心に考えた図書室を設置した。

しかし会計検査において、国から「図書室とは書架があり、一定量の図書が整備されている等外見的に図書室としてみなせることが必要」という解釈が示された。

⇒補助金を返還することとなった。

* 国が、予め補助基準を漏れなく定めることは無理。現場のニーズを無視し、形式のみを追求している実態は、補助金交付自体が目的化

* 職業能力開発校の整備は本来「ナショナルスタンダード」の事務

国が示す基準を参考にしつつ、地域の実情に即して、地方が内容を決定するのがあるべき姿
地方の裁量で実施できるよう、財源を地方に移管すべき

〔事例〕一見、自由度が高く見えるが、従来型補助金と同じ仕組み

安心こども基金(子育て支援対策臨時特例交付金)の場合

- (基金の概要)
- ・新待機児童ゼロ作戦(H20開始)と経済対策に呼応し、平成20年度第2次補正予算により造成
 - ・客観的基準により地方に配分。また、各事業区分ごとに配分
 - ・「基金管理運営要領」で、事業区分ごとに補助対象、補助率、事業実施期限等を規定
- ※事業区分(例)保育所の整備と保育従事者の質の向上等、認定こども園の整備(厚労省・文科省)、ひとり親家庭等への支援の拡充 等

府民のニーズと合わない

【例1】保育所の整備

市町村の平成22年度予算編成が終わった後で、国から交付金が追加配分されたが、基金を使った整備の実施期限は22年度中に制限

そのような短期間で事業を進めることは困難であり、待機児童解消のための保育所整備につながらなかった

【例2】ひとり親家庭の在宅就労支援

安定収入確保や子育てとの両立のため、ひとり親の就職、再就職支援のニーズは高いが、基金の支援対象は在宅就労に限定

現実には、在宅で必要な収入が得られる仕事はほとんどなく、在宅就労を望む府民ニーズは限定的

地方負担がないと事業ができない

通常の補助事業と同様の地方負担が必要なため、財政状況の厳しい自治体には実施できる事業量に限界

タテ割りが必要な事業にお金が回らない

事業区分ごとの配分額は国が決定、流用には大臣協議が必要。省庁を超えた流用は不可

(認定子ども園：厚生労働省分⇄文部科学省分)

結局、府基金 約200億円のうち約61億円が府民ニーズに活かせない
(大阪府だけではなく、全国的に基金が活用しきれていない)

* 従来型の補助金を束ねるだけでは必要なところにお金は回らない

* 一括交付金化にあたっては、地方の自由裁量の拡大・実質的な地方の自主財源への転換であることを明確にすべき

〔事例〕住民ニーズを踏まえた制度検討が必要

安心こども基金を活用した特別支援事業(子ども手当代替事業)の場合

- (概要)
- ・児童養護施設に入所している親のいない子ども等に、子ども手当相当額が行き渡るよう支援
 - ・平成22年度においては、安心こども基金で、特別の支援を行うことができる
(平成23年度以降については別途検討)
 - ・事業実施者(里親、児童が入所する施設の長)に手当相当額を助成、事業実施者が児童に特別支援を実施
※特別支援…物品購入に係る経費、趣味、会食、旅行等の活動に要する経費(金銭給付除く)

厚生労働大臣の政治的決断で代替制度が実現。そのことはすばらしいが…

子ども手当は現金給付。

なぜ、その代替事業である特別支援事業には、金銭給付が認められないのか？

金銭給付が不可能なら、せめて国債などの債券購入を認めることはできないのか？

- ・保護者のいない入所児童のことを考えれば、物品購入や趣味・旅行・会食のみに消費(乳幼児については消費も不可能)しても自立支援的な効果は疑問。預貯金を認めてはどうか
- ・たまたま、実現手段として選択した安心こども基金のルールに金銭給付が認められていないがために、特別支援事業に金銭給付が認められないのは本末転倒

安心こども基金事業の運営要領には、個人に金銭給付を行うことは対象としない旨規定

* 事業本来の趣旨より「基準の遵守」という役所の論理が優先

* 子ども手当のような全国一律の現金給付は国の権限・財源・責任で実施
よりよい制度設計のために、サービスを受ける住民の側の合理性・現場の声を尊重すべき

※ 本提案書は、政府の地域主権戦略会議の検討材料となるよう、同会議の構成メンバーとしての橋下知事の見解、アイデアをとりまとめたものであり、大阪府として、その実現可能性の検証や関係団体・機関との調整を終えたものではない。また、当然のことながら、現行制度に基づく執行などを否定するものでもない。

平成23年度概算要求における地方向け補助金等(投資関係)

・一括交付金の対象・対象外等の分類は概算要求時点での各府省の判断によるものであり、内閣府(地域主権戦略室)の判断を示すものではない。当該分類については、一括交付金の制度設計について地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討する中で、決定するものである。
 ・今回の調査対象外の補助金等についても、今後の予算編成過程において一括交付金化の検討の対象となる可能性がある。

〔凡例〕「対象」:一括交付金の対象とする補助金等
 「対象外」:一括交付金の対象外とする補助金等
 ()内は「地域主権戦略大綱」に沿った対象外とする理由として、
 「地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金等」、「災害復旧」、
 「国家補償的性格」、「地方税の代替的性格」、「国庫委託金」、「特定財源」、
 「その他」から分類
 「特定」:3~5年の期限を設定した上で特定補助金とする補助金等
 ()内は特定補助金とする年数

(単位:百万円)

補助金名	23年度 要求・「要望」額	一括交付金 対象・対象外
【内閣府(沖縄)】	113,968	
(項)沖縄政策費		
(目)沖縄振興特別事業費補助金	827	対象外(その他)
(項)沖縄教育振興事業費		
(目)公立学校施設整備費負担金	2,549	対象外(地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金等)
(目)学校施設環境改善交付金(仮称)	11,772	対象外(地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金等)
(項)沖縄保健衛生施設整備費		
(目)医療施設等施設整備費補助金	1,053	特定(5年)
(項)沖縄開発事業費		
(目)治山事業費補助	493	対象外(その他)
(目)水産基盤整備事業費補助	4,105	
水産物供給基盤整備事業費補助	1,170	対象外(その他)
水産資源環境整備事業費補助	2,935	対象外(その他)
(目)水道施設整備費補助	13,104	対象(耐震関係のみ特定(5年))
(目)農業生産基盤保全管理・整備事業費補助	691	
諸土地改良事業費補助	421	対象外(その他)
土地改良施設管理費補助	270	対象外(その他)

補助金名	23年度 要求・「要望」額	一括交付金 対象・対象外
(目)農地等保全事業費補助	120	
地すべり対策事業費補助	120	対象外(その他)
(目)農地等基盤整備・保全事業費補助	4,948	
意欲ある農業者支援基盤整備事業費補助	4,948	
(戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業)	591	対象外(その他)
(特定地域振興生産基盤整備事業)	4,357	対象外(その他)
(目)森林環境保全整備事業費補助	461	対象外(その他)
(目)循環型社会形成推進交付金	1,347	対象外(その他)
(目)農山漁村地域整備交付金	8,762	対象外(その他)
(目)活力創出基盤整備総合交付金	39,424	措置済み
(目)水の安全・安心基盤整備総合交付金	14,568	措置済み
(目)市街地整備総合交付金	4,216	措置済み
(目)地域住宅支援総合交付金	4,840	措置済み
(項)沖縄治水事業工事諸費		
(目)国有資産所在市町村交付金	686	対象外(地方税の代替的性格)
(項)沖縄道路整備事業工事諸費		
(目)国有資産所在市町村交付金	2	対象外(地方税の代替的性格)
(項)沖縄港湾空港整備事業工事諸費		
(目)国有資産所在市町村交付金	1	対象外(地方税の代替的性格)
【内閣府(防災)】	504	
(項)防災政策費		
(目)防災拠点形成総合支援事業費補助金	504	対象外(その他)
【警察庁】	24,087	
(項)交通警察費		
(目)都道府県警察施設整備費補助金	18,613	対象外(その他・国家補償的性格)
(項)警察活動基盤整備費		
(目)都道府県警察施設整備費補助金	5,474	対象外(その他・国家補償的性格)
【総務省】	3,923	
(項)情報通信技術利用環境整備費		
(目)情報通信利活用基盤整備交付金	3,000	特定(5年)
(項)消防防災体制等整備費		
(目)消防防災施設整備費補助金	923	対象
【文部科学省】	233,575	
(項)初等中等教育等振興費		
(目)認定こども園施設整備費補助金	204	対象外(その他)

補助金名	23年度 要求・「要望」額	一括交付金 対象・対象外
(項)公立文教施設整備費		
(目)公立学校施設整備費負担金	50,077	対象外(地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金等)
(目)学校施設環境改善交付金(仮称)	169,104	対象外(地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金等)
(目)北方領土隣接地域振興事業補助率差額	62	対象外(地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金等)
(目)公立諸学校建物其他災害復旧費補助金	38	対象外(災害復旧)
(目)公立諸学校建物其他災害復旧費負担金	464	対象外(災害復旧)
(項)文化財保存事業費		
(目)史跡等購入費補助金	13,626	対象外(国家補償的性格)
【厚生労働省(一般会計)】	99,589	
(項)医療提供体制基盤整備費		
(目)医療施設等施設整備費補助金	451	特定(5年)
(目)医療提供体制施設整備交付金	4,501	特定(4年)
(項)保健衛生施設整備費		
(目)保健衛生施設等施設整備費補助金	957	対象外(災害復旧)
(項)水道施設整備費		
(目)水道施設整備費補助	38,480	対象(耐震関係のみ特定(5年))
(目)北方領土隣接地域振興事業補助率差額	14	対象
(項)児童福祉施設整備費		
(目)次世代育成支援対策施設整備交付金	3,100	特定(4年)
(項)社会福祉施設整備費		
(目)地方改善施設整備費補助金	927	特定(5年)
(目)社会福祉施設等施設整備費補助金	11,338	特定(5年)
(項)障害保健福祉費		
(目)心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金	4,821	対象外(地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金等)
(項)介護保険制度運営推進費		
(目)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	35,000	特定(4年)
【厚生労働省(労働保険特別会計)】	24	
(項)職業能力開発強化費		
(目)職業能力開発校設備費等補助金	24	対象外(特定財源)
(※うち認定職業訓練助成事業費分のみ)		
【厚生労働省(年金特別会計)】	3,656	
(項)児童育成事業費		
(目)児童育成事業費補助金	3,656	特定(4年)
(※うち児童厚生施設等整備費分のみ)		

補助金名	23年度 要求・「要望」額	一括交付金 対象・対象外
【農林水産省(一般会計)】		325,706
(項)食の安全・消費者の信頼確保対策費 (目)食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金	66	対象外(その他)
(項)国産農畜産物・食農連携強化対策費 (目)国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金	17,000	対象外(その他)
(項)農業経営対策費 (目)農業経営対策地方公共団体整備費補助金 (目)経営体育成対策整備交付金	1,387 526	対象外(その他) 対象外(その他)
(項)農業・食品産業強化対策費 (目)農業・食品産業強化対策整備交付金	3,096	対象外(その他)
(項)農山漁村6次産業化対策費 (目)農山漁村6次産業化対策整備交付金	2,304	対象外(その他)
(項)農山漁村活性化対策費 (目)農山漁村活性化対策整備交付金	20,850	対象外(その他)
(項)森林整備・林業等振興対策費 (目)森林整備・林業等振興施設整備交付金	1,492	対象外(その他)
(項)水産業強化対策費 (目)水産業強化対策施設整備交付金	3,422	対象外(その他)
(項)水産資源回復対策費 (目)水産資源回復対策施設整備費補助金	5,561	対象外(その他)
(項)農業生産基盤保全管理・整備事業費 (目)諸土地改良事業費補助 (目)土地改良施設管理費補助 (目)後進地域特例法適用団体補助率差額	1,776 4,617 5,760	対象外(その他) 対象外(その他) 対象外(その他)
(項)海岸事業費 (目)後進地域特例法適用団体補助率差額	102	対象外(その他)
(項)農地等保全事業費 (目)地すべり対策事業費補助 (目)農村環境保全対策事業費補助 (目)後進地域特例法適用団体補助率差額	3,151 958 1,017	対象外(その他) 対象外(その他) 対象外(その他)
(項)農地等基盤整備・保全事業費 (目)意欲ある農業者支援基盤整備事業費補助	23,826	対象外(その他)
(項)農山漁村地域整備事業費 (目)農山漁村地域整備交付金	117,369	対象外(その他)

補助金名	23年度 要求・「要望」額	一括交付金 対象・対象外
(項) 農業施設災害復旧事業費		
(目) 農業用施設災害復旧事業費補助	5,711	対象外(災害復旧)
(目) 農地災害復旧事業費補助	1,218	対象外(災害復旧)
(目) 海岸保全施設等災害復旧事業費補助	50	対象外(災害復旧)
(項) 農業施設災害関連事業費		
(目) 農業用施設等災害関連事業費補助	182	対象外(災害復旧)
(目) 後進地域特例法適用団体補助率差額	12	対象外(その他)
(項) 海岸事業工事諸費		
(目) 国有資産所在市町村交付金	0	対象外(地方税の代替的性格)
(項) 農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費		
(目) 国有資産所在市町村交付金	9	対象外(地方税の代替的性格)
(項) 治山事業費		
(目) 治山事業費補助	22,821	対象外(その他)
(目) 後進地域特例法適用団体補助率差額	2,512	対象外(その他)
(項) 森林整備事業費		
(目) 森林環境保全整備事業費補助	43,442	対象外(その他)
(目) 後進地域特例法適用団体補助率差額	1,612	対象外(その他)
(目) 美しい森林づくり基盤整備交付金	521	対象外(その他)
(項) 山林施設災害復旧事業費		
(目) 治山施設災害復旧事業費補助	686	対象外(災害復旧)
(目) 林道施設災害復旧事業費補助	1,834	対象外(災害復旧)
(項) 山林施設災害関連事業費		
(目) 災害関連緊急治山等事業費補助	1,622	対象外(災害復旧)
(目) 治山施設等災害関連事業費補助	20	対象外(災害復旧)
(目) 林地崩壊対策事業費補助	24	対象外(災害復旧)
(目) 森林災害復旧造林事業費補助	1	対象外(災害復旧)
(目) 後進地域特例法適用団体補助率差額	287	対象外(災害復旧)
(項) 海岸事業費		
(目) 海岸保全施設整備事業費補助	654	対象外(その他)
(目) 後進地域特例法適用団体補助率差額	99	対象外(その他)
(項) 水産基盤整備費		
(目) 水産基盤整備調査費補助	94	対象外(その他)
(目) 水産物供給基盤整備事業費補助	14,980	対象外(その他)
(目) 水産資源環境整備事業費補助	9,616	対象外(その他)
(目) 後進地域特例法適用団体等補助率差額	2,500	対象外(その他)

補助金名	23年度 要求・「要望」額	一括交付金 対象・対象外
(項)漁港施設災害復旧事業費 (目)漁港施設災害復旧事業費補助	912	対象外(災害復旧)
(項)漁港施設災害関連事業費 (目)漁港施設災害関連事業費補助 (目)後進地域特例法適用団体補助率差額	7 1	対象外(災害復旧) 対象外(災害復旧)
【農林水産省(食料安定供給特別会計)】	1	
(項)土地改良事業工事諸費 (目)国有資産所在市町村交付金	1	対象外(地方税の代替的性格)
【経済産業省】	1,890	
(項)工業用水道事業費 (目)工業用水道事業費補助	1,890	対象
【国土交通省(一般会計)】	2,288,603	
(項)住宅対策諸費 (目)住宅施設災害復旧費補助	200	対象外(災害復旧)
(項)海岸環境整備事業費 (目)後進地域特例法適用団体補助率差額	26	対象外(その他)
(項)国営公園等事業費 (目)都市公園事業費補助 (目)古都及緑地保全事業費補助 (目)明日香村事業補助率差額	765 362 4	対象外(その他) 対象外(その他) 対象外(その他)
(項)下水道事業費 (目)下水道事業費補助 (目)過疎地域事業補助率差額	11,964 37	対象外(その他) 対象外(その他)
(項)都市水環境整備事業費 (目)緑地環境整備総合支援事業費補助 (目)都市水環境整備事業費補助 (目)後進地域特例法適用団体等補助率差額	92 4,617 276	対象外(その他) 対象外(その他) 対象外(その他)
(項)住宅防災事業費 (目)後進地域特例法適用団体補助率差額	88	対象外(その他)
(項)都市公園防災事業費 (目)都市公園防災事業費補助	977	対象外(その他)
(項)下水道防災事業費 (目)下水道防災事業費補助	1,044	対象外(その他)
(項)急傾斜地崩壊対策等事業費 (目)後進地域特例法適用団体補助率差額	37	対象外(その他)

補助金名	23年度 要求・「要望」額	一括交付金 対象・対象外
(項)海岸事業費		
(目)後進地域特例法適用団体補助率差額	469	対象外(その他)
(項)総合的物流体系整備推進費		
(目)港湾機能高度化施設整備費補助金	321	対象外(その他)
(項)都市・地域づくり推進費		
(目)集落活性化推進事業費補助金	400	対象外(その他)
(項)都市再生・地域再生整備事業費		
(目)都市再生推進事業費補助	6,100	対象外(その他)
(項)離島振興費		
(目)小笠原諸島振興開発事業費補助	1,289	対象外(その他)
(目)離島振興特別事業費補助金	208	対象外(その他)
(目)奄美群島産業振興等補助金	344	対象外(その他)
(項)離島振興事業費		
(目)治山事業費補助	682	対象外(その他)
(目)水産基盤整備事業費補助	15,054	対象外(その他)
(目)水道施設整備費補助	2,160	対象(耐震関係のみ特定(5年))
(目)農業生産基盤保全管理・整備事業費補助	142	対象外(その他)
(目)農地等保全事業費補助	40	対象外(その他)
(目)農地等基盤整備・保全事業費補助	2,964	対象外(その他)
(目)森林環境保全整備事業費補助	1,416	対象外(その他)
(目)循環型社会形成推進交付金	2,121	対象外(その他)
(目)農山漁村地域整備交付金	8,576	対象外(その他)
(目)活力創出基盤整備総合交付金	21,005	措置済み
(目)水の安全・安心基盤整備総合交付金	6,031	措置済み
(目)市街地整備総合交付金	424	措置済み
(目)美しい森林づくり基盤整備交付金	2	対象外(その他)
(項)河川等災害復旧事業費		
(目)港湾施設災害復旧事業費補助	541	対象外(災害復旧)
(目)河川等災害復旧事業費補助	27,605	対象外(災害復旧)
(目)都市災害復旧事業費補助	288	対象外(災害復旧)
(項)河川等災害関連事業費		
(目)港湾施設災害関連事業費補助	9	対象外(災害復旧)
(目)河川等災害関連事業費補助	932	対象外(災害復旧)
(目)河川等災害復旧助成事業費補助	1,408	対象外(災害復旧)
(目)災害関連緊急砂防等事業費補助	2,757	対象外(災害復旧)
(目)後進地域特例法適用団体等補助率差額	466	対象外(その他)

補助金名	23年度 要求・「要望」額	一括交付金 対象・対象外
(項)北海道開発事業費		
(目)地すべり対策事業費補助	93	対象外(その他)
(目)治山事業費補助	2,993	対象外(その他)
(目)水産基盤整備事業費補助	8,746	対象外(その他)
(目)水道施設整備費補助	4,094	対象(耐震関係のみ特定(5年))
(目)諸土地改良事業費補助	210	対象外(その他)
(目)農村環境保全対策事業費補助	20	対象外(その他)
(目)土地改良施設管理費補助	682	対象外(その他)
(目)森林環境保全整備事業費補助	11,072	対象外(その他)
(目)循環型社会形成推進交付金	1,483	対象外(その他)
(目)農山漁村地域整備交付金	15,293	対象外(その他)
(目)活力創出基盤整備総合交付金	20,656	措置済み
(目)水の安全・安心基盤整備総合交付金	37,463	措置済み
(目)市街地整備総合交付金	3,912	措置済み
(目)地域住宅支援総合交付金	17,775	措置済み
(目)美しい森林づくり基盤整備交付金	68	対象外(その他)
(目)意欲ある農業者支援基盤整備事業費補助	9,800	対象外(その他)
(項)社会資本総合整備事業費		
(目)活力創出基盤整備総合交付金	867,374	措置済み
(目)水の安全・安心基盤整備総合交付金	605,566	措置済み
(目)市街地整備総合交付金	288,206	措置済み
(目)地域住宅支援総合交付金	268,540	措置済み
(項)北海道治水海岸事業工事諸費		
(目)国有資産所在市町村交付金	197	対象外(地方税の代替的性格)
(項)北海道道路整備事業工事諸費		
(目)国有資産所在市町村交付金	69	対象外(地方税の代替的性格)
(項)北海道港湾空港整備事業工事諸費		
(目)国有資産所在市町村交付金	18	対象外(地方税の代替的性格)
(項)北海道都市環境整備事業工事諸費		
(目)国有資産所在市町村交付金	3	対象外(地方税の代替的性格)
(項)北海道農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費		
(目)国有資産所在市町村交付金	26	対象外(地方税の代替的性格)

補助金名	23年度 要求・「要望」額	一括交付金 対象・対象外
【国土交通省(社会資本整備事業特別会計)】	157,078	
(項)河川整備事業費		
(目)河川改修費補助	2,570	対象外(その他)
(目)河川総合開発事業費補助	17,340	対象外(その他)
(目)治水ダム建設事業費補助	7,669	対象外(その他)
(目)流域治水対策事業費補助	298	対象外(その他)
(目)河川激甚災害対策特別緊急事業費補助	657	対象外(災害復旧)
(目)床上浸水対策特別緊急事業費補助	7,618	対象外(災害復旧)
(目)後進地域特例法適用団体補助率差額	3,164	対象外(その他)
(目)河川災害復旧等関連緊急事業費補助	2,930	対象外(災害復旧)
(項)北海道河川整備事業費		
(目)河川総合開発事業費補助	4,998	対象外(その他)
(目)特定河川改良工事交付金	714	対象外(その他)
(項)離島河川整備事業費		
(目)河川総合開発事業費補助	10	対象外(その他)
(項)沖縄河川整備事業費		
(目)河川総合開発事業費補助	885	対象外(その他)
(項)砂防事業費		
(目)特定緊急砂防事業費補助	789	対象外(災害復旧)
(目)特定緊急地すべり対策事業費補助	381	対象外(災害復旧)
(目)砂防激甚災害対策特別緊急事業費補助	3,388	対象外(災害復旧)
(目)後進地域特例法適用団体補助率差額	1,286	対象外(その他)
(項)北海道砂防事業費		
(目)特定砂防工事交付金	267	対象外(その他)
(項)総合流域防災事業費		
(目)後進地域特例法適用団体補助率差額	728	対象外(その他)
(項)道路環境改善事業費		
(目)後進地域特例法適用団体補助率差額	171	対象外(その他)
(項)道路交通安全対策事業費		
(目)交通安全施設等整備事業費補助	296	対象外(その他)
(目)交通連携推進事業費補助	367	対象外(その他)
(目)安全市街地整備道路事業費補助	67	対象外(その他)
(目)後進地域特例法適用団体補助率差額	512	対象外(その他)

補助金名	23年度 要求・「要望」額	一括交付金 対象・対象外
(項) 沖縄道路交通安全対策事業費		
(目) 道路維持費補助	50	対象外(国家補償的性格)
(目) 位置境界不明地域市町村道特別交付金	2	対象外(国家補償的性格)
(項) 地域連携道路事業費		
(目) 地域連携推進事業費補助	41,055	対象外(その他)
(目) 道路調査費補助	695	対象外(その他)
(目) 後進地域特例法適用団体等補助率差額	6,124	対象外(その他)
(項) 北海道地域連携道路事業費		
(目) 地域連携推進事業費補助	420	対象外(その他)
(目) 道路調査費補助	31	対象外(その他)
(目) 特定道路事業交付金	2,400	対象外(その他)
(項) 離島地域連携道路事業費		
(目) 地域連携推進事業費補助	800	対象外(その他)
(項) 沖縄地域連携道路事業費		
(目) 地域連携推進事業費補助	2,907	対象外(その他)
(目) 道路調査費補助	15	対象外(その他)
(項) 道路交通円滑化事業費		
(目) 交通円滑化事業費補助	8,290	対象外(その他)
(目) 後進地域特例法適用団体補助率差額	2,542	対象外(その他)
(項) 港湾環境整備事業費		
(目) 廃棄物処理施設整備事業費補助	2,412	対象外(その他)
(目) 港湾環境整備事業費補助	487	対象外(その他)
(目) 後進地域特例法適用団体等補助率差額	88	対象外(その他)
(項) 北海道港湾環境整備事業費		
(目) 港湾環境整備事業費補助	27	対象外(その他)
(項) 離島港湾環境整備事業費		
(目) 港湾環境整備事業費補助	9	対象外(その他)
(項) 港湾事業費		
(目) 港湾改修費補助	6,340	対象外(その他)
(目) 後進地域特例法適用団体等補助率差額	1,062	対象外(その他)
(項) 北海道港湾事業費		
(目) 港湾改修費補助	144	対象外(その他)
(項) 離島港湾事業費		
(目) 港湾改修費補助	4,307	対象外(その他)

補助金名	23年度 要求・「要望」額	一括交付金 対象・対象外
(項) 沖縄港湾事業費		
(目) 港湾改修費補助	1,396	対象外(その他)
(項) 空港等維持運営費		
(目) 航空機騒音障害対策費補助	312	対象外(国家補償的性格)
(目) 国有資産所在市町村交付金	6,528	対象外(地方税の代替的性格)
(項) 空港整備事業費		
(目) 空港整備事業費補助	597	対象外(その他)
(目) 教育施設等騒音防止対策事業費補助	484	対象外(国家補償的性格)
(目) 後進地域特例法適用団体補助率差額	74	対象外(その他)
(項) 北海道空港整備事業費		
(目) 空港整備事業費補助	679	対象外(その他)
(項) 離島空港整備事業費		
(目) 空港整備事業費補助	319	対象外(その他)
(項) 沖縄空港整備事業費		
(目) 空港整備事業費補助	2,170	対象外(その他)
(項) 業務取扱費		
(目) 用地事務委託費	438	対象外(その他)
(目) 国有資産所在市町村交付金	6,771	対象外(地方税の代替的性格)
【環境省】	43,345	
(項) 廃棄物処理施設整備費		
(目) 廃棄物処理施設災害復旧費補助	50	対象外(災害復旧)
(項) 廃棄物処理施設整備費		
(目) 循環型社会形成推進交付金	42,162	対象外(その他)
(項) 自然公園等事業費		
(目) 自然環境整備交付金	800	対象外(その他)
(項) 生物多様性保全等推進費		
(目) 環境保全施設整備費補助金	100	対象外(その他)
(項) 環境保健対策推進費		
(目) 水俣病総合対策施設整備費補助金	233	対象外(その他)
【合計】	3,295,948	